

資 料

1969年フランス会計監査人制度

中 村 眞 澄
梅 津 博 道 共 訳
吉 武 雅 子

概 説

1966年7月24日のフランス会社法（第66-537号）は、会計監査役の職業の組織は施行令をもって定めるものとし（同法219条2項）、これを受けて、会社の会計監査人の職業組織および監査専門職に関する施行令を定める1969年8月12日の命令（Décret n° 69-810 du 12 août 1969, portant règlement d'administration publique et relatif à l'organisation de la profession et au statut professionnel des commissaires aux comptes de sociétés）が制定された。この命令の定める会計監査人の職業組織は、会計監査の健全な遂行、その監督および会計監査人の名誉と独立性の擁護を目的とする（令1条1項）。1966年の会社法は、さらに施行令の定めるべき事項として、①会計監査人名簿の作成および改訂の方法、②名簿に登録される条件、③地方懲戒部および中央懲戒部の設置を含む懲戒制度、④会計監査人がその職業組織に加入する条件を掲げ（法219条3項）、また、会計監査役の報酬は命令の定める態様にしたがって決定するものとしている（法232条）。

一方、会計監査役の職務は、自然人または専門職民事会社（société civile professionnelle）の形態のもとに設立された法人がこれを行なうものとし（法218条2項）、基本法たる専門職民事会社に関する1966年11月29日の法律（第66-879号）の適用を前提として、本命令は、会計監査人民事会社（société civile professionnelle de commissaires aux comptes）の設立、運営、解散および清算に関する規定を定めている（令127条ないし178条）。

このように本命令は、フランス会社法上の監査役制度と密接な関係があり、わが国の会計監査人制度の在り方が問題とされている昨今、

制度上も参考とすべき点が少なくないと思われるので、その全文の訳出を試み、併せて制度の概要をのべることとした（以下の引用条文のうち、とくに指定のないものは1969年8月12日の命令を指す）。

1 会計監査人名簿の作成および登録

監査人名簿の作成 会計監査役の職務は、そのためにとくに作成された名簿にあらかじめ登録されていなければ、いかなる者もこれを行なうことができない（法219条1項、令2条1項）。そこで、各控訴院の所在地に設置された会計監査人地方登録委員会（*commission régionale d'inscription*）がこの名簿を作成し（2条2項）、かつ会計監査人の登録を行なう（2条3項）。地方登録委員会は、控訴院裁判官、控訴院管内の大審裁判所および商事裁判所の裁判官、控訴院の所在地を管轄する地方主税局長（*directeur régional des impôts*）、会計監査人地方協会会長の計5名の委員をもって構成される（8条1項）。

監査人名簿への登録 名簿に登録しうる条件は自然人と法人（会計監査人民事会社）に分けて定められ、名簿の第1部は自然人に、第2部は会社にあてられている（13条3項）。

まず、自然人の場合は、フランス国籍を有し（ただし、外国監査人についての特例につき5条参照）、満25歳以上の者で、登録委員会がその品位（*moralité*）および専門的能力につき相当と認める水準に達していることを登録の条件とする（3条1項）。したがって、登録を請求する者は、別に命令（*arrêté*）をもって定める資格試験に合格したこと、または商事会社に関する財務、会計および法律上の問題について十分な実務経験を15年以上積んでいることを証明しなければならない（3条2項）。

つぎに法人の場合は、会計監査人民事会社が1966年11月29日の専門

職民事会社に関する法律と本命令第4編の規定に適合して設立されたことを条件として監査人名簿への登録が認められる(6条)。

登録手続 名簿への登録を請求する者は、その資格を証明する証書を添付した登録請求書を控訴院書記局へ提出し(9条)、登録委員会において、上記委員(8条1項)の4名以上が出席し、その多数決をもって登録の可否が決定される(11条)。登録委員会のこの決定に対しては、第18条に定める条件にしたがって、中央登録委員会(commission nationale)へ不服申立をすることができる(15条)。中央登録委員会は、破毀院裁判官、会計院検査官(conseiller maître à la Cour des Comptes)、大学法経学部教授および会計監査人など7名の委員をもって構成される(16条1項)。

監査人名簿の改訂 地方登録委員会は、毎年1月1日の日付をもって監査人名簿の改訂を行なう(13条1項)。この改訂にあたり同委員会は、死亡した監査人、登録の取消を請求した監査人、資格剥奪の対象となった者または登録に必要な法定の条件を欠いた者の氏名を名簿から削除する(13条2項)。監査人名簿は、監査人のうち登録期間の長い者から順に記載される(13条3項)。

2 会計監査人の職業組織

総説 会計監査人は、全国協会(compagnie nationale)と地方協会(compagnies régionales)の二つの組織を有し、法人格を付与されたこれらの協会は、会計監査人名簿に登録された自然人および法人たる会計監査人から構成される(25条ないし27条)。この二つの協会は、第1条に定める職業組織の目的を実現するために互いに協力し、その職業上の利益を守り、公けの機関に対して各種の提案を行ない、これらの機関から会計監査に関する問題の審議を付託される(28条)。

地方評議会 会計監査人地方協会および全国協会のそれぞれの

管理機関として、地方評議会（conseils régionaux）および中央評議会（conseil national）が設置される（1条2項2号）。地方評議会は、各控訴院所在地に置かれ、その所在地の名称をもって呼ばれる（29条）。各地方協会の所属会員の数に応じて評議員の数が法定されている（30条）。

地方評議会は、地方協会の管理および財産の運用の任に当るほか、上記職業組織の目的（1条、28条）を実現するための地方協会の決定を執行し、管内における会計監査人の監査の監督、懲戒の対象たる行為の告発、監査人相互間の紛争の予防・調停など多くの任務を有する（38条）。地方評議会は、その構成員たる評議員の中から、議長、副議長、書記、会計係を選出し、これらの者が評議会の執行部（bureau de la chambre）を組織する（34条）。地方評議会の議長は地方協会の会長を兼任し、会長は、裁判上および裁判外のすべての行為につき、地方協会を代表する（39条）。

地方協会は、毎年一回、会長の招集にもとづき総会を開催する（42条）。総会は地方評議会の執行した財務その他の業務に関する報告および財務管理に関する監事の報告を徴して、これを承認する（45条）。

中央評議会 会計監査人全国協会の管理機関たる中央評議会はパリに設置され、地方協会を代表する会計監査人によって構成される（50条、51条）。中央評議会の主要な任務は、上記の職業組織の目的（1条、28条）を実現するため全国協会の所管事項につき決定を行ない、公けの機関に対して会計監査人の職業組織および任務に関する提案をなし（59条）、予算案を作成してその負担を各地方協会に配分し、会計監査人の一般的規律を確保するために地方協会の懲戒訴権を調整し、地方評議会のなした提案を検討して、その実現に協力し、地方評議会相互間または異なる地方協会の会員間の職業上の紛争の予防または調停を行ない（60条）、会計監査に関する必要な情報の収集・整理・

公示のほか、会計監査の健全な遂行に必要と認められる業務を行なう(61条)。

3 会計監査人の権利および義務

監査一件書類および監査帳簿の作成・保存義務 会計監査人は、被監査会社ごとに、その職務の遂行に関して会社から受領し、または自ら作成したすべての資料を含む一件書類 (dossier) を作成しなければならない (66条1項)。また、会計監査役は、監査帳簿 (registre des diligences professionnelles) を作成し、被監査会社ごとに、その者の行なった会計監査の事後の監督が可能となるような事項をこの帳簿に記載しなければならない (66条2項)。これらの監査一件書類および監査帳簿は、職務の終了後もなお10年間はこれを保存し、一方、地方評議会および中央評議会または後述する懲戒機関の閲覧に供される。また、地方評議会は、その管内の会計監査人の活動を少なくとも年に1回調査し、その際に上記監査帳簿に査証すべきものとしている (60条3項)。

証券取引委員会による監督 証券投資家を保護するため、1967年9月28日の命令 (オルドナンス第67-833号) によって設置されたフランスの証券取引委員会 (Commission des Opérations de Bourse, C. O. B.) は、会計監査役による適正な監査を確保するため、次のような注目すべき監督権を行使する。まず、証券取引委員会は、会計監査役に対して、その被監査会社に関するすべての情報を請求することができ、また、会計監査役がその作成・保存の義務を負う上記一件書類および監査帳簿を閲覧することができる (67条1項, 2項)。つぎに、証券取引委員会は、資金を公募する会社の会計監査役に対して、委員会が適当と認めるすべての意見を表明することでき、必要あれば監査役を懲戒に付するため、検事長に告発することができる (67条3

項)。

また、不適法ないし不適格な会計監査人が監査役として就任するのをチェックするため、資金公募会社の株主総会へ自己の立候補案が提出されることを承諾する会計監査人は、当該総会の会日前に、この旨を証券取引委員会に通知すべきものとされている(64条)。なお、会社の監査役として選任された会計監査人は、自己の所属する協会の地方評議会に対してもその旨を通知しなければならない(65条)。

不当な監査役の解任に対する地方評議会の介入 監査人協会の会員たる会計監査役が被監査会社の社員総会または株主総会において過失を理由として解任された場合、その会社は、決議の日から8日以内に、この旨を地方評議会に通知しなければならない。この通知を受けた地方評議会は、事実を調査した後、当該監査役に過失がなかったものと判断するときは、単独で、またはその監査人と共同して、解任決議の不当を証明するために当該会社に対して訴を提起することができる(70条)。

会計監査人の名称 個人の資格で会計監査の職に従事する協会の会員たる自然人は、自己の姓名(nom patronymique)をもつてのみ行動することを要し、それ以外の名称を用いることが禁止され(73条)、また《会計監査人会社》の名称は、協会の会員たる会社のみが使用することができる(74条)。なお、協会の会員は個人的な広告を行なうことはできない(75条)。

会計監査人の就任制限 会計監査人は、株式会社の社長、副社長または理事会構成員(membre du directoire)または株式合資会社もしくは有限会社の業務執行者になることができない。会計監査人は、会社の取締役または監事会(conseil de surveillance)の構成員に就任することはできるが、選任された場合は、その旨を地方評議会に通知し、地方評議会は、さらにこの旨を中央評議会に通知するもの

としている（82条）。

社会保障および責任保険への加入 会計監査人の業務を独立して行なっている者は、社会保障法典第L.645条に定める自由業老齡年金給付団体（organisation autonome d'allocations vieillesse des professions libérales）に加入したものとみなされ（83条）、また、1966年7月24日の会社法第234条が定める会計監査役の民事責任を担保するため、地方協会の会員たるすべての会計監査人は、司法大臣および大蔵大臣の合同命令に定める条件にしたがって保険に加入しなければならない（84条）。

4 懲 戒

懲戒事由と懲戒の種類 会計監査人に法令および職業上の規則に違反する行為、重大な過失または会計監査人としての誠実性（probité）もしくは名誉に反する行為があったときは、自然人であると会社であることを問わず、第4編の定める手続にしたがって、これを懲戒に付する（88条）。懲戒は、①戒告、②譴責、③5年以内の職務執行停止、④監査人名簿からの抹消の4種類とされ、ほかに、会計監査人の組織を構成する各種機関における被選挙資格の喪失という補足的な制裁が定められている（89条）。

懲戒部の構成 会計監査人の懲戒を決定する機関として、地方登録委員会が地方懲戒部（chambre régionale de discipline）を構成し、中央登録委員会が中央懲戒部（chambre national de discipline）を構成する（91条、100条）。一方、検察官に相当する機関として、地方評議会の構成員の中から選出される懲戒理事（syndic）が置かれる（91条3項）。懲戒理事は、会計監査人に対する告発を受理し、事件を調査し、必要な情報を蒐集し、当該行為が懲戒事由を構成すると判断するときは、これを懲戒部に提訴し、その監査人を懲戒部に召

喚する（92条1項）。

懲戒の手続 控訴院検事、中央評議会または地方評議会は、懲戒理事に対して会計監査人を地方懲戒部に提訴すべきことを命令することができ、15日以内に提訴されないときは、控訴院検事みずから懲戒部に提訴することができる（94条）。懲戒部は、告発者の請求により、その意見を徴取し、その他必要なすべての証人の意見を聞くことができる。懲戒部に召喚された監査人は、他の会計監査人および弁護士各1名の輔佐を受けることができる（98条）。懲戒裁判は、懲戒部構成員の多数決をもって行ない、裁判には理由を付さなければならない（99条）。

控訴院検事、地方懲戒理事または懲戒の裁判を受けた会計監査人は、地方懲戒部の裁判に対して、中央懲戒部に不服申立をすることができる（100条、101条）。

懲戒の執行 職務執行停止または登録抹消を言渡す確定裁判の主文は、商事公報に掲載され（110条）、また当該監査役が就任している会社に対して、直ちに通知される（108条1項）。職務執行停止処分を受けた者は、その期間中、会計監査人の職務を遂行することができず、登録を抹消された者は、いかなる場合でも会計監査人の職務を行なうことができない。また、いずれも会計監査人の名称を用いることはできない（111条）。懲戒処分により登録を抹消された者は、登録抹消の裁判が確定した日から3年を経過したときに限り、再登録を請求することができる（117条）。

5 監査役の報酬

1966年の会社法は、監査役の報酬は命令の定める態様にしたがって会社がこれを支払うものとし（法232条）、これを受けて本命令は第119条ないし第126条を監査役の報酬に充てている。

会計監査役の報酬額は、貸借対照表の純資産額 (montant du bilan) に、当期純益の額を加算し、かつ期末在庫高を控除した金額に比例するものとし、その料率表が掲げられている (120条)。2人以上の監査役が就任している場合、これら監査役の報酬額は、上記料率表により算定される額に20パーセントを加算する (121条)。また親会社の監査役が子会社の監査役を兼任している場合、子会社から受ける報酬は、上記料率表により算定される額から30パーセントを控除した額とし、また複数の監査役が子会社の監査役を兼任している場合、子会社から受ける報酬は、第121条にもとづいて算定される額から40パーセントを控除した額とする (122条)。

命令の定める料率表は報酬の最低額を示すものであるから、会社は、監査役の請求にもとづき、上記基準額を超える報酬を支払うことができる (123条)。

6 会計監査人民事会社

会社の設立 2人以上の会計監査人は、共同して監査の職務を遂行するために、《会計監査人民事会社》(société civile professionnelle de commissaires aux comptes) と呼ぶ専門職民事会社を設立することができる (128条)。この会社は、本店所在地の控訴院管内において作成されている名簿への登録を停止条件として設立される (129条)。登録申請の手続、登録の拒否およびこれに対する不服申立の手続が定められている (130条, 131条)。

定款および資本 定款には、社員の氏名・住所、本店所在地、会社の存続期間、社員の行なう出資の種類およびこれに対する評価額、資本の額、資本を表彰する持分の数、券面額および社員に対する配分、労務出資者に付与される持分の数 (ただし、社員の出資する労務は資本を構成しない)、設立に際して払込まれた金銭出資の額が記載され

る（134条）。持分の券面額は100フラン以上とされ、これに質権を設定することはできない（135条）。金銭出資の場合、その引受に際して半額以上の払込をなすことを要し、残額の払込は、会社登録の日から2年以内の定款の定めた日、または社員総会の決定した日に行なうべきものとされている（136条）。

会社の管理 業務執行の組織および業務執行者の権限は、定款をもってこれを定める（138条）。社員総会は、毎年1回以上開催され、また少数社員の招集請求権が法定されている（139条）。各社員は、総会において、定款の定める議決権を行使し、委任状による議決権の代理行使が認められている（141条）。法律または定款に別段の定めがある場合を除き、総会の決議は出席した社員の議決権の過半数をもって行なう（142条）。定款の変更および会社の存続期間の延長は、総社員の有する議決権の4分の3以上の多数によらなければならない（143条）。業務執行者は、毎営業年度の終了後6カ月以内に計算書類を作成して社員総会の承認を受けることを要し（144条）、各社員は、いつでも過去の営業年度に関する報告書、計算書類、議事録および監査帳簿など、会社の保管するすべての書類を閲覧することができる（145条）。

持分の譲渡および移転 社員は、持分譲受人が会計監査人名簿に登録され、かつ社員の有する議決権の4分の3以上の同意をもって譲受人が承認された場合に限り、その持分の全部または一部を社員以外の者に譲渡することができる（147条）。会社が譲受人の承認を拒絶するときは、会社の指定する者または会社自身がその持分を取得しなければならない。持分の価格につき合意が成立しないときは、当事者の請求により、地方協会の会長が価格を決定し、この決定に対しては控訴院に不服申立をすることができる（148条）。死亡社員の権利承継人がその持分を社員以外の者に譲渡する場合にも、生前譲渡の場合

と同一の手續にしたがうが（153条）、権利承継人のために優先分与（attribution préférentielle）も認められている（154条）。

職務の遂行 社員は、一つの会計監査人民事会社のみ所屬し、会社の名において会計監査の職務を遂行し、個人の資格で職務を行なうことはできない（160条、161条）。

会社の解散原因 解散原因として、存続期間の満了、解散決議、監査人名簿からの会社または全社員の抹消、全社員の死亡が定められ（171条ないし173条）、一人会社の場合は、社員が一人となったときから1年以内に持分の一部譲渡が行なわれないときは解散したものとみなされる（174条）。

清算 清算人の選任手續は解散原因に応じて異なるが（176条）、清算人に選任された者は、資産を換価し、債務を弁済し、社員に出資額を償還し、残余財産を分配するために最も広汎な権利を有する（177条）。清算業務が終了したときは、清算人は、社員またはその権利承継人を総会に招集して、最終決算書の承認を受けなければならない（178条）。

会社の会計監査人の職業の組織およびその監査
専門職に関する施行令を定める1969年8月12日
の命令 (décret) 第69-810号

第1条〔本命令の目的と会計監査人の職業組織〕

① 会計監査人 (commissaire aux comptes) の職業の組織は、この職業の健全な遂行、その監督、ならびにその構成員の名誉および独立性の擁護を、その目的とする。

② 1966年7月24日の法律〔注 商事会社に関する法律第66—537号〕第219条の適用にもとづき、前項の組織は、とくに以下に掲げる事項を含まなければならない。

1° 会計監査人名簿 (liste des commissaires aux comptes) の作成および改訂。これは、本命令第1編の定める条件にしたがう。

2° 会計監査人の職業組織への加入。この職業組織は、各控訴院管内に設置される会計監査人地方協会 (compagnie régionale de commissaires aux comptes)、および、全国的規模においては会計監査人全国協会 (compagnie nationale des commissaires aux comptes) によって構成される。会計監査人地方協会は、会計監査人地方評議会 (conseils régionaux) がこれを管理し、会計監査人全国協会は、会計監査人中央評議会 (conseil national) がこれを管理する。地方評議会および中央評議会の構成員は、会計監査人をもって、これを選任し、これらの評議会は、本命令第2編に定める条件にしたがって運営される。

3° 職業上の懲戒。これは、本命令第4編に定める条件にしたがう。

第1編 会計監査人名簿の作成

第2条〔会計監査人名簿〕

① 何人も、会計監査人名簿への登録を経た後でなければ、会計監査人の職務を行なうことができない。

② 会計監査人名簿は、各控訴院の所在地に設置され、かつこの控訴院の管轄区域について管掌する会計監査人地方登録委員会（*commissions régionales [d'inscription]*）が、これを作成する。

③ 会計監査人は、その住所地を管轄する控訴院管内の地方登録委員会が、これを登録する。会計監査人たる資格を備える会社は、その本店所在地を管掌する地方登録委員会が、これを登録する。

④ 登録監査人は、当該管内の全域において、その職務に従事することができる。

第1章 会計監査人名簿への登録条件

第1節 自 然 人

第3条〔資格〕

① 何人も、フランス国籍を有せずかつ年齢が25歳に満たない場合、ならびに品位および専門的能力において登録委員会が相当と認める水準に達していない場合においては、これを会計監査人名簿に登録してはならない。

② 会計監査人名簿への登録を請求する者は、その者が会計監査職務の資格試験（*examen d'aptitude*）に合格したこと、または、商事会社に関する財務、会計および法律上の問題について十分な実務経験

を積むことができる公的もしくは私的の活動に15年以上従事したこと、特に会計監査事務所において従事したことを証明しなければならない。この15年の期間は、別に司法大臣、文部大臣および大蔵大臣の合同命令をもって一覧表を定める高等教育課程修了証書の一つを有する者については、これを10年に短縮する。別に上記三大臣の合同命令をもって定める教育機関または学校の修了証書を有する卒業生も、これと同様の期間短縮の利益を受ける。

③ 会計監査職務の資格試験の科目およびその方法は、別に司法大臣、大蔵大臣および文部大臣の合同命令をもって、これを定める。この資格試験は、相当と認められる職業上の研修 (stage professionnnel) を修了した後でなければ、これを受けることができない。

④ 会計監査高等証書 (certificat supérieur de révision comptable) を有する者、または専門会計士・公認監査人団体会員簿 (tableau [de l'ordre] des experts comptables et [des] comptables agréés) に公認監査人として登録された者は、会計監査職務資格試験および職業上の研修を、ともに免除する。

第4条〔職業上の研修〕

① 第3条第3項に定める職業上の研修は、第2条の適用により作成される会計監査人名簿に登録され、かつ会計監査人地方評議会が研修指導教官 (maître de stage) として公認する自然人または会社のもので、これを行なう。

② この研修の期間は、3カ年以上とする。研修を修了した者に対しては、研修生に関する研修指導教官の評価を記載した証明書 (certificat) を発行する。この証明書には、研修指導教官が署名し、かつ会計監査人地方《協会》会長が査証しなければならない。

③ 前項に定める研修期間は、1966年7月24日の法律の施行後最初

の10年間は、これを2カ年に短縮する。

第5条〔外国監査人〕

以下に掲げる者が、第3条に定める条件の一つをみたし、または登録委員会がそれと同等以上と認める資格証書（diplômes）を有しもしくは実務経験を有することを証する場合において、これらの者を、会計監査人名簿に登録することができる。

- 1° ヨーロッパ共同体加盟国の国民
- 2° 前号の共同体加盟国以外の国籍を有する自然人。ただし、フランス国民が会社の計算書類の法定の監査を行なうことを、その者の本国が許可している場合に限る。

第2節 会 社

第6条〔会計監査人民事会社〕

会計監査人民事会社が、1966年11月29日の法律^(注)および本命令第4編に適合して設立された場合において、会計監査人地方登録委員会は、その会社を、会計監査人名簿に登録しなければならない。

(注) 専門職民事会社に関する法律第66-236号を指す。

第7条〔経過措置〕

1966年7月24日の法律第218条第3項にしたがって、1966年7月24日現在において専門会計士・公認監査人団体会員簿に登録されている会社は、その形態の如何を問わず、本命令第2条ないし第5条を適用して、会計監査人名簿にこれを登録することができ、かつ、会員簿にその会社の登録がなされているかぎり、会計監査人の職務に従事することができる。ただし、会計監査人の職業に関する規定を遵守することを要し、かつ、この会社を構成する専門会計士・公認監査人団体

の会員の4分の3以上が会計監査人名簿に登録されている場合にかぎ
る。

第2章 会計監査人名簿への登録手続

第8条〔地方登録委員会の構成〕

① 会計監査人名簿への登録の任にあたる会計監査人地方登録委員
会は、次に掲げる5名の委員をもって、これを構成する。

- 1° 控訴院裁判官＝委員長
- 2° 控訴院管内の大審裁判所裁判官＝副委員長
- 3° 控訴院管内の商事裁判所裁判官
- 4° 控訴院の所在地を管轄する地方主税局長 (directeur régional
des impôts)
- 5° 会計監査人地方協会会長

② 前項第1号ないし第3号に掲げる者は、7月1日を起算日とす
る1年の任期をもって、控訴院院長がこれを選任する。これらの者に
事故ある場合においては、同一の条件にしたがって選任される補欠の
委員が代行することができる。

③ 第4号に掲げる地方主税局長に事故ある場合においては、その
直属の公務員がこれを代行することができる。

④ 第5号に掲げる地方協会会長に事故ある場合においては、同協
会副会長がこれを代行することができる。

⑤ 地方登録委員会の事務は、控訴院筆頭書記官 (greffier en chef
de la cour d'appel) がこれを取扱う。

第9条〔登録請求書〕

- ① 地方登録委員会に提出される登録請求書は、請求者 (candidat)

の資格を証明する書類を含む書類を添えて、控訴院書記局にこれを提出しまたは送付しなければならない。

② 請求者の氏名および住所、または請求者が会社の場合にはその商号および本店所在地、ならびに登録請求書の到着の年月日は、これを控訴院書記局に備え置かれる特別の帳簿（registre spécial）に記載しなければならない。

③ 控訴院筆頭書記官は、請求者の第2号犯罪記録報告書^(注)（bulletin n° 2 du casier judiciaire）を請求しなければならない。

④ 書類が具備された場合、その書類は、委員長に交付される。委員長は、委員会の構成員の中から、または必要ある場合には補欠委員の中から、報告者（rapporteur）を選任しなければならない。

（注）犯罪記録（casier judiciaire）というのは、事件ごとに犯罪人および罪名をカードに記入する前科記録である。出生地の明らかな犯罪人については、その出生地を管轄する大審裁判所書記局が管理し、それ以外の犯罪人については、司法大臣が管理する（刑訴法典768条、771条）。犯罪記録報告書には、第1号から第3号まで3種類ある。第1号は、犯罪人についての全記録で（774条1項）、裁判所のみが交付を受け（同2項）、累犯加重の資料となる。第3号は、犯罪者本人に対してのみ交付される。第2号は、第1号のうち、一定のもの（刑が消滅したまたは免除されたもの、少年犯罪、破産 etc.）を除外した抄本で（775条1項）、その交付先は官公庁および別に命令をもって定める一定の機関に限定されている（776条およびR79条）。第2号報告書は、会計監査人登録委員会に交付される（R79条11号）。なお、第1号、第2号とも、前科がない場合には、《前科ナシ（Néant）》と記入される（774条3項、775条3項）。

第10条〔登録委員会による資格審査〕

① 登録委員会は、請求者の資格を証する書類を検査し、かつ、その者が登録要件を具備しているか否かを審査しなければならない。

② 登録委員会は、請求者に関する全ての情報を蒐集することがで

きる。

③ 登録委員会は、請求者を呼び出し、かつ、事情を聴取することができる。

第11条〔登録委員会の定足数，表決〕

① 登録委員会は、4名以上の委員が出席しなければ、これを開催することができない。同委員会は、多数決をもって、請求者を名簿に登録するか否かにつき決定をなす。この場合、同委員会は、その決定の理由を明示する義務を負わない。

② 可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第12条〔決定の通知〕

控訴院検事付の書記官は、前条の決定がなされた日から15日以内に、本命令第18条に定める不服申立期間 (*délai de recours*) を表示したうえで、登録委員会の決定を、配達証明付書留郵便 (*lettre recommandée avec demande d'avis de réception*) により、地方評議会議長^(註) および当事者に対して、通知しなければならない。

(注) リーブルヴィル控訴院検事マビラ氏によれば、この箇所は、《地方評議会議長 (*président du conseil régional*)》ではなく、《地方協会会長 (*président de la compagnie régionale*)》でなければならない。cf. MABILAT (Pierre): *Le nouveau statut professionnel des commissaires aux comptes*, Rev. Soc. 1970. 1. 5.

第13条〔監査人名簿の改訂〕

① 登録委員会は、毎年1月1日の期日をもって、前年度の登録監査人名簿を改訂したのち、新年度の名簿を作成しなければならない。

② 監査人名簿を毎年改訂するにあたって、登録委員会は、当該年度に下した決定にもとづき、監査人のうち死亡した者、登録取消の請

求をした者、登録抹消 (mesure de radiation) の対象となった者、または登録に必要な法令の定める条件を欠くにいたった者の氏名を、名簿から削除しなければならない。

③ 監査人名簿は、登録期間の長い監査人から順に記載しなければならない。監査人名簿は、これを2部に分け、その第1部はこれを自然人にあて、第2部はこれを会社にあてるものとする。

第14条〔会計監査人名簿の掲示・送付・掲載〕

① 登録委員会が前条にしたがって毎年作成する会計監査人名簿は、15日以内に、控訴院筆頭書記官が、控訴院書記局の掲示場に掲示する。

② 控訴院筆頭書記官は、15日以内に、控訴院管内の各大審裁判所または商事裁判所の書記局、および各商工会議所の所長に対して、当該書記局または商工会議所の掲示場に掲示する目的をもって、会計監査人名簿の謄本を送付する。

③ 控訴院筆頭書記官は、15日以内に『商事公報』(Bulletin officiel des annonces commerciales) に掲載する目的で、会計監査人名簿を提出する。

第15条〔中央登録委員会への提訴〕

会計監査人地方登録委員会の決定については、第18条に定める条件にしたがって、会計監査人中央登録委員会 (commission nationale) に提訴することができる。

第16条〔中央登録委員会の構成〕

① 中央登録委員会は、次に掲げる7名の委員をもってこれを構成する。

- 1° 破毀院裁判官＝委員長
 - 2° 会計院検査官 (conseiller maître à la Cour des Comptes)
 - 3° 大学法経学部教授
 - 4° 大蔵省財務総監察部 (l'inspection générale des finances) に所属する監察官
 - 5° 商事裁判所所長・裁判官協議会議長
 - 6° 会計監査人 2 名
- ② 中央登録委員会の委員ならびに、正委員と同じ条件で選出される補欠委員は、司法大臣の命令をもって任命される。
- ③ 会計監査人は、第54条第3項に定める条件にしたがって、会計監査人中央評議会がこれを選任する。
- ④ 中央登録委員会には、司法大臣の命令をもって報告者を置くことができる。

第17条〔委員の補充・定足数・表決〕

- ① 中央登録委員会の委員長が欠席し、または事故ある場合、あらかじめ委員長が指名する委員をもって代行させることができる。
- ② 中央登録委員会は、5名以上の委員が出席した場合にかぎり、有効に決議をすることができる。
- ③ 中央登録委員会の決定は、出席し、審議に加わった委員の氏名を表示して行なわなければならない。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第18条〔中央登録委員会への不服申立〕

- ① 以下の各号に掲げる者が、中央登録委員会に対して不服申立を行なうときは、第12条にしたがってなされる通知の日から、1ヵ月以内にこれを行なわなければならない。

- 1° 地方登録委員会の決定に対しては、控訴院検事長
- 2° 登録請求棄却の決定に対しては、登録請求者
- 3° 地方評議会会長が、登録請求者を監査人名簿に登録する旨の決定に対しては、地方評議会事務局

② 前項のほか、検事長、会計監査人地方評議会^(注)またはすべての当事者は、第14条第3項にしたがってなされる『商事公報』への公告の日から1ヵ月以内に、監査人名簿の毎年度の改訂に際して登録委員会がなした決定に対して不服申立を行なうことができる。

(注) Pierre Mabilat, Le nouveau statut professionnel des commissaires aux comptes, Rev. Soc. 1970. 1. p. 5

第19条〔通知〕

① 中央登録委員会の事務官 (secrétaire) は、検事長のなした不服申立を受理した日から8日以内に、配達証明付書留郵便をもって、当事者にこの旨を通知しなければならない。

② 前項の通知は、地方評議会のなした不服申立についてもなされなければならない。ただし、地方評議会は、15日以内に、当該決定の基礎となった書類を控訴院書記局において審査し、および当事者に対して補足的意見を表明することができる。

第20条〔猶予期間〕

会計監査人名簿からの抹消または登録請求棄却に関して、中央登録委員会に対して不服申立をなす者、もしくは、自己の登録に関して中央登録委員会に不服申立がなされた者は、15日以内に、その者に対してなされた不服申立、前条に定める補足的意見、および不服申立の決定の基礎となった書類を控訴院書記局において審査し、ならびに中央登録委員会の事務局 (secrétariat) に対して意見書を送付することが

できる。

第21条〔地方登録委員会への通知〕

地方登録委員会の決定に対して不服申立がなされた場合、中央登録委員会事務官は、地方登録委員会の委員長に対してこの旨を通知しなければならない。

第22条〔移送〕

控訴院の筆頭書記官は、第20条に定める期間の経過後8日以内に、中央登録委員会の事務官に対して、当該不服申立の対象たる決定の基礎となった書類を移送しなければならない。

第23条〔決定の変更〕

- ① 中央登録委員会は、その決定の理由を示す義務を負わない。
- ② 不服申立が理由ありと認められた場合、中央登録委員会は、当該決定を変更して、登録請求者の名簿への記載または当事者の名簿からの抹消を行なう。

第24条〔決定の変更の通知〕

① 中央登録委員会の事務官は、普通郵便をもって、その委員会の決定を地方登録委員会委員長に対して、および、検事長が不服申立をなした場合には、その検事長に対してこれを通知しなければならない。

② 中央登録委員会の事務官は、配達証明付書留郵便をもって、前項に掲げる者以外の直接の当事者に対して、同委員会の決定を通知しなければならない。

第2編 職業組織

第1章 総 則

第25条〔会計監査人全国協会〕

司法大臣の所管のもとに設置される会計監査人全国協会は、第1編の規定にしたがって作成される会計監査人名簿に登録されたすべての会計監査人およびすべての会計監査人会社をもってこれを構成する。

第26条〔会計監査人地方協会〕

各会計監査人地方協会は、控訴院管内において、第1編第2章に定める条件にしたがって、地方登録委員会が作成する会計監査人名簿に登録された会計監査人および会計監査人会社をもって構成する。

第27条〔法人格の付与〕

会計監査人全国協会および会計監査人地方協会は、法人格を有する。

第28条〔全国協会・地方協会の役割〕

① 全国協会および地方協会は、本命令第1条に定める職業組織の目的を実現するために、互いに協力しなければならない。

② 全国協会および地方協会は、会計監査人の職業を代表し、無形および有形の利益を擁護する。

③ 全国協会および地方協会は、国公諸機関（*pouvoirs publics et autorités constituées*）に対して、前項の利益に関するすべての提案を行ない、かつ、これらの国公諸機関から、全国協会および地方協会

が関与するすべての問題の審議を付託される。

④ 全国協会および地方協会は、会計監査人の職務の改善、および会計監査人職候補者の養成に助力しなければならない。

第2章 地方評議会

第29条〔地方評議会の設置・名称〕

会計監査人地方評議会は、これを控訴院所在地に設置し、その所在地の名称をもって呼ぶ。

第30条〔地方評議会の構成〕

① 地方評議会は、以下に定めるところにしたがってこれを構成する。

1° 地方協会の会員が15名以上99名以下の場合、6名の評議員

2° 地方協会の会員が100名以上999名以下の場合、14名の評議員

3° 地方協会の会員が1000名以上の場合、20名の評議員

② 控訴院管内において、登録会計監査人が15名に満たない場合、地方協会および地方評議会はこれを設置してはならない。当該管内の会計監査人は、司法大臣の命令をもって指定する他の地方協会に所属する。

第31条〔委員の選任〕

① 地方評議会の評議員は、無記名投票で選任され、その任期はこれを4年とする。

② 地方評議会評議員は、2年ごとに半数を改選する。

③ 地方協会の自然人たる会員は、協会の会費納入の日から、選挙

人および被選挙人たる資格を有する。

第32条〔欠員の補充〕

① 地方評議会の評議員の数が、定員の半数以下に減少した場合、2ヵ月以内に欠員を補充するための選挙を行わなければならない。補欠選挙により選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

② 6ヵ月以内に2年ごとの改選が行なわれる場合、補欠選挙はこれを行わない。

③ 前項の場合、改選時期の到来していない欠員については、任期満了したものと同時に改選を行なう。この場合、選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第33条〔任期の短い議員の決定〕

① 任期の異なる複数の欠員について評議員の補欠選挙が行なわれる場合、または2年ごとの改選時に補充された者の改選が、通常の評議員の任期たる4年の期間経過前に行なわれる場合においては、選挙後初めて開催される評議会において、新選出議員の中から抽籤の方法により、任期の短い者を決定する。

② 第1回目の地方評議会評議員の選挙ののち、2年の任期満了後に改選される者についても、前項と同様とする。

第34条〔役員を選出〕

① 地方評議会は、その評議員の中から、無記名投票により、2年の任期をもって、議長1名、副議長1名ないし2名、書記1名、会計係1名を選出する。これらの者は、評議会執行部 (bureau de la chambre) を組織する。

② 前項の選任は、第1回目の投票においては、その議決権の絶対

多数によるものとし、第2回目の投票においては、その議決権の相対多数によるものとする。

第35条〔評議会の定足数・表決〕

① 地方評議会は、半数以上の評議員が出席した場合にかぎり、有効に決議することができる。

② 1名または数名の評議員が欠け、またはその者に事故ある場合、地方評議会は、定足数を満たすため必要な範囲内で、地方協会に登録している監査人のうち最も登録期間が長い者に、登録期間が同じ者が複数人存在する場合には最年長者に、出席を求めることができる。

③ 地方評議会の決議は、出席議員の過半数をもってこれを行なう。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第36条〔議事録〕

地方評議会は、その議事録を作成しなければならない。議事録には、議長および書記が署名しなければならない。

第37条〔招集〕

① 地方評議会は、必要ある場合に、かつ6ヵ月に1回以上、地方評議会議長が、これを招集する。

② 控訴院検事長の請求または評議員の半数以上の請求があった場合に、議長は、評議会を招集しなければならない。評議会は、議長が招集の請求を受けた日から15日以内に、これを開催しなければならない。

二二七

第38条〔任務〕

① 地方評議会は、本編第3章に定める地方協会の決議にしたがっ

て行動する。

② 地方評議会は、地方協会の管理および地方協会の財産の運用のほか、以下の各号に掲げる事項の遂行を、その任務とする。

- 1° 本命令、特に本命令第1条および第28条にしたがって、地方協会が管掌する事項につき決定をなすこと。
- 2° 地方協会の各会員ごとに、被監査会社を記入した分類カードを作成し、かつ、これを一般の閲覧に供すること。
- 3° 管轄区域における会計監査職務の遂行を監督し、および特に地方協会会員につき明らかにされた職業上の過失行為を懲戒理事(syndic)に告発すること。
- 4° 地方協会会員たる会計監査人相互間の職業上の紛争を予防し、かつ、できるかぎりこれを調停すること。
- 5° 地方協会会員たる会計監査人に対して、その職務の遂行に際し、第三者がなした異議申立につき調査すること。
- 6° 監査人に対して職務上の行為を理由として提起された責任追及訴訟に関して、当事者の一方または検察官から意見を求められた場合に、その意見を述べること。
- 7° 地方協会の会員が、同協会の経費を賄うために支払うべき会費の金額を定め、かつ、この金額を徴収すること。ただし、この金額は、本命令第60条にしたがって全国協会に対して支払うべき金額を含むものとする。
- 8° 中央評議会に対して、監査職に関する申請をなし、かつ、それに関する提案をなすこと。
- 9° 監査職の健全な遂行に必要なと認められる会員の共通の利益に役立つ業務を提供すること。

第39条〔議長〕

① 地方評議会が選任した議長は、会計監査人地方協会会長を兼任する。

② 会長は、裁判上および裁判外の全ての行為につき、地方協会を代表する。会長は、地方協会の管内において、地方評議会の決定の執行ならびに地方評議会の決定の遵守を確保し、かつ、地方協会の運営が適正に行なわれるよう配慮しなければならない。

③ 会長は、地方評議会事務局会議を定期的で開催し、かつ、地方評議会の職務の遂行のためになされた決定および措置を事務局に通知しなければならない。

第40条〔議長の職務の代行〕

副議長は、議長を輔佐し、議長が辞任し、議長が欠けまたは議長に事故あるときには、議長の職務を行なう。議長および副議長が欠けたとき、議長の職務は、地方評議会の最年長者がこれを行なう。

第41条〔評議員の資格喪失による終任〕

評議員がその被選挙資格を具備しなくなったときは、その評議員は、法律上当然に、評議会の構成員たる地位を失う。

第3章 地方協会の総会

第42条〔総会の招集・参加の資格〕

二二五
地方協会の会員は、毎年1回、地方協会の会長が招集する総会に招集する。会費を納入していない会員は、総会に出席することができない。

第43条〔総会の議長・表決〕

① 地方協会の総会は、会長が主宰し、地方評議会執行部の他の役員が、これを輔佐する。

② 地方協会の決議は、出席会員の過半数をもってこれを行なう。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第44条〔地方協会による監事の選任〕

① 総会は、地方協会の自然人たる会員の中から、2年の任期をもって、2名の監事を選任しなければならない。監事は、職務期間内の営業年度につき、地方評議会の財務管理に関して、地方協会の総会に報告しなければならない。

② 地方評議会の評議員は、監事となることができない。監事の職務は無償とする。ただし、出張旅費および滞在費の償還を請求することができる。

第45条〔総会の報告・承認〕

総会は、地方評議会の経過営業年度の財務および財務以外の報告、ならびに地方評議会の財務管理に関する監事の報告を聴取する。総会は、これらの報告について判定する。

第46条〔総会の議事〕

① 総会は、地方評議会が作成した議事日程に記載のある議題にかぎり、審議することができる。

② 地方評議会は、議決権を有する会員の4分の1以上の者、100名を超える会員、または控訴院検事長により、少くとも会日の15日前までに、議事として提出された議題を議事日程に記載しなければならない。

二二四

第47条〔評議員の選挙〕

① 地方評議会の評議員選挙に立候補する者は、その選挙につき定められた日より少くとも1ヵ月前に、配達証明付書留郵便をもって評議会執行部に宛てて立候補する旨を通知しなければならない。

② 任期満了により退任する評議員は、1回にかぎり、引き続きこれを再選することができる。

第48条〔選挙の方法〕

① 投票は、現職の評議員の任期満了前の、評議会が定めた日にこれを行なう。投票は、書面の送付によりこれを行なうことができる。

② 第1回目の投票で絶対多数を得た候補者は、投票数にもとづく得票数の順位により、定員の範囲にしたがって選出される。

③ 第2回目の投票が必要な場合には、得票の最多数を得た者から順次選出される。

④ 2名の者の得票数が同数の場合、年長者が選出される。

第49条〔選挙に関する内部規則〕

立候補者についてなすべき選挙の告示形式、選挙管理組織、開票、異議申立の解決、および選挙結果の公示については、各協会の内部規則をもってこれを定める。

第4章 中央評議会

第50条〔所在地〕

会計監査人中央評議会は、これをバりに置く。

第51条〔中央評議会の構成・選挙〕

① 中央評議会は、地方協会を代表する会計監査人をもって、これを構成する。

② 前項の代表者は、地方協会が、その会員の中から、無記名投票の方法で、4年の任期をもって、会員150人までは1名を選出し、150人を超える場合は次の150人に達するまで1名を加算して選出する。代表者の被選挙資格は、自然人のみがこれを有する。

③ 中央評議会の評議員は、2年ごとに、半数を改選する。

第52条〔補充により選出された評議員の任期〕

① 通常の改選日前に評議員に欠員が生じたときは、3ヵ月以内に、これを補充しなければならない。補充により選出された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

② 本命令第41条の規定は、中央評議会の構成員に、これを適用する。

第53条〔補欠評議員の選挙〕

① 地方評議会は、正規の評議員の選出と同時に、正規の評議員と同一の条件および同一の任期をもって、同数の補欠評議員を選出しなければならない。この補欠評議員は、正規の評議員が欠け、または正規の評議員に事故ある場合に、中央評議会に出席しなければならない。

② 本命令第48条第2項、第3項および第4項は、正規の評議員および補欠評議員の選挙に、これを適用する。

第54条〔中央評議会事務局会議〕

① 中央評議会は、本命令第34条に定める方法により、かつ、2年の任期をもって、その構成員の中から、議長1名、副議長2名、書記

1名および会計係1名を選出しなければならない。これらの者は、中央評議会の事務局会議 (bureau du conseil national) を構成する。

② 中央評議会事務局会議の構成員に欠員が生じた場合、中央評議会は、3ヵ月の期間内に、これを補充しなければならない。補充された事務局会議構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

③ 中央評議会は、本条第1項に定めると同一の選出方法および同一の任期をもって、その構成員の中から、中央登録委員会に出席すべき正規の委員および補欠委員各2名ずつ、計4名を選任しなければならない。

第55条〔中央評議会の開催〕

① 中央評議会は、6ヵ月に1回以上、これを開催しなければならない。

② 中央評議会議長は、必要ある場合はその都度、事務局会議の意見もとづき、中央評議会を招集することができる。

③ 司法大臣の要請があった場合には、中央評議会を招集しなければならない。

第56条〔事務局会議〕

中央評議会事務局会議は、議長もしくは副議長または事務局会議構成員の半数以上の招集にもとづいて、これを開催する。

第57条〔定足数・多数決〕

① 中央評議会および中央評議会事務局会議は、その構成員の半数以上が出席しなければ、有効に審議することができない。

② 前項の決議は、出席した構成員の多数決によって、これを行なう。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第58条〔議事録〕

- ① 中央評議会および中央評議会事務局会議は、その議事録を作成しなければならない。
- ② 議事録には、議長および書記が、署名しなければならない。

第59条〔中央評議会の任務・その1〕

- ① 中央評議会は、全国協会の管理および全国協会の財産の運用に当る。
- ② 中央評議会は、国公諸機関に対して、会計監査人全国協会を代表する。
- ③ 中央評議会は、その権限に属する問題につき司法大臣から意見を求められた場合に、その意見を述べなければならない。
- ④ 中央評議会は、国公諸機関に対して、職業組織および会計監査人の任務に関する有益な提案をしなければならない。
- ⑤ 中央評議会は、本命令、特に本命令第1条および第28条にしたがって、全国協会が管掌する事項につき、決定をしなければならない。

第60条〔中央評議会の任務・その2〕

- ① 中央評議会は、予算を作成し、その負担を各地方協会に配分しなければならない。
- ② 中央評議会は、特に会計監査人の一般的規律を確保するために、地方協会の懲戒訴権を調整しなければならない。
- ③ 中央評議会は、地方評議会のなした提案を検討し、その実現に協力しなければならない。
- ④ 中央評議会は、地方評議会相互間、または相異なる地方協会に所属する監査人相互間に生ずる職業上の紛争を予防し、かつ、調停し

なければならない。

第61条〔中央評議会の任務・その3〕

① 中央評議会は、本命令第38条第2項第2号に定める地方協会の分類カードの記載事項を、全国協会各会員ごとに被監査会社を記入した全国カードに転写して、情報を集中しなければならない。

② 中央評議会は、年刊・全国会計監査人一覧 (annuaire national des commissaires aux comptes) を、控訴院名のアルファベット順に作成し、これを公示しなければならない。

③ 中央評議会は、監査職の健全な遂行に必要と認められる、会員の共通の利益に役立つ業務を提供することができる。

第62条〔事務局会議への権限委譲〕

中央評議会は、その決議の執行および全国協会の日常の業務管理に関して適切と認める権限を、中央評議会事務局会議に付与することができる。

第63条〔中央評議会議長〕

① 中央評議会が選出した議長は、裁判上および裁判外のすべての行為につき、全国協会を代表する。中央評議会議長は、会計監査人全国協会会長を兼任する。

② 中央評議会議長は、会計監査人全国協会懲戒部の構成員となることができない。

第3編 会計監査人の権利および義務

第64条〔証券取引委員会に対する立候補の通知〕

① 資金を公募する会社の株主総会において、自らの立候補案が提出されることを承諾するすべての会計監査人は、当該株主総会の会日前に、配達証明付書留郵便をもって、証券取引委員会に宛ててこの旨を通知しなければならない。

② 会計監査人の立候補が、1967年3月23日の命令第67-236号第130条にしたがって提出された決議の案文にもとづく会社からの提案による場合は、同命令第130条第1項が定める法定公報〔全国版〕の公示の少くとも15日前までに証券取引委員会に通知しなければならない。

（注）立候補が会社の提案による場合は、株主総会の会日より少くとも45日前までに、証券取引委員会に通知しなければならない。この義務は、会計監査人の改選についても、最初に立候補する者と同様に課されている。資金を公募する会社の会計監査役が辞任する場合、証券取引委員会は、その会計監査人に対して、その辞任理由が純粹に一身上の都合である場合をのぞき、辞任の理由を明示して辞任の通知をすることを要求している（証券取引委員会月報・1970年第15号）。

第65条〔地方評議会への通知〕

会社の会計監査役として選任された会計監査人は、その選任を、自己の所属する協会の地方評議会に宛てて、書留郵便をもって、8日以内に通知しなければならない。通知を受けた地方評議会は、これを中央評議会へ通知しなければならない。

第66条〔監査一件書類・監査帳簿〕

① 会計監査人は、被監査会社ごとに、職務遂行上会社から受領し、または自己の作成したすべての資料を含む一件書類を作成しなければならない。

② 会計監査役は、監査帳簿（registre des diligences professionnelles）を作成しなければならない。この監査帳簿には、被監査

会社ごとに、当該会計監査役の行なった職務の事後の監督を可能ならしめる事項を記載しなければならない。この帳簿には、会計監査の年月日、および期間を記載し、および協力者または専門家の輔佐を得た場合には、これらの協力者または専門家の同一性を記載し、これらの者の職務については、監査役がなした場合と同様の事項を記載しなければならない。

③ 本条の適用にもとづき作成される一件書類および監査帳簿は、職務の終任後、10年間はこれを保存しなくてはならない。一件書類および監査帳簿は、地方評議会および中央評議会または懲戒部の閲覧に供しなければならない。地方評議会は、その管内の会計監査人の活動を、少なくとも毎年1回調査し、その都度監査帳簿に査証しなければならない。

第67条〔証券取引委員会による監督〕

① 証券取引委員会の係官は、1967年9月28日の命令第3条および第5条にしたがって、被監査会社に関するすべての情報の提供を会計監査役に対して請求することができる。

② 証券取引委員会の係官は、特に本命令第66条にしたがって作成される一件書類および監査帳簿を閲覧することができる。

③ 証券取引委員会は、資金を公募する会社の会計監査役に対して、委員会が適当と認めるすべての意見を表明することができる。証券取引委員会は、必要あるときは、本命令第94条に規定する条件にしたがって、監査役を懲戒に付するため、検事長に告発することができる。

検事長は、その事件の結果を証券取引委員会に通知しなければならない。

第68条〔会計監査会社の権利・義務〕

本命令に定める例外の場合をのぞき、協会の会員たる会社は、評議会、協会執行部および登録委員会の選挙に関し、会員たる自然人と同一の権利を享有し、および同一の義務を負担する。

第69条〔会計監査会社の社員たる監査人の署名〕

会計監査人たる会社が法定の職務を遂行するにあたり提出するすべての報告書または書類には、会社印のほか、その報告書または書類の作成に参加した会計監査会社の社員たる1名または数名の会計監査人の署名を要する。

第70条〔監査役の解任決議と地方評議会の介入〕

① 監査人協会の会員たる会計監査役が、被監査会社の社員総会または株主総会により、過失を理由として解任された場合、その会社は、8日以内に、配達証明付書留郵便をもって、この旨を地方評議会に通知しなければならない。

② 地方評議会は、調査した後、当該監査役に過失なしと判断するときは、単独でまたはその監査人と共同して、当該決議の不当を証明し、あわせて法律上の結果をうるため、当該会社に対して訴を提起することができる。

第71条〔登録換〕

① 会計監査人は、その住所を登録地の控訴院の管轄区域外に移転するときは、遅滞なく、新住所地の管内の名簿に登録換の請求をしなければならぬ。

② 会計監査人たる会社は、その本店所在地を登録地の控訴院の管轄区域外に移転するときも、前項と同様とする。

第72条〔登録換の場合の登録期間による利益の享受〕

登録換をする自然人または会社たる監査人は、最初の登録年月日による利益を引続き享受する。

第73条〔自然人たる監査人の名称〕

個人の資格で監査職に従事する協会の会員たる自然人は、自己の姓名をもって行動することを要し、姓名または個人名以外の名称を用いてはならない。

第74条〔《会計監査人会社》の名称〕

《会計監査人会社》の名称は、協会の会員たる会社のみが、これを用いることができる。

第75条〔広告の禁止・会計監査人の名称〕

協会の会員は、個人的な広告を行ってはならない。ただし、会員は、会計監査人の名称を用い、およびこの名称にその所属する地方協会名を付することができる。

第76条〔評議員・協会員が辞任したものとみなされる場合〕

① 地方評議会または中央評議会の構成員が、正当の理由なく、法定の義務、または評議会もしくは協会の通常の運営に必要な業務を行わない場合、この者は、その所属する評議会の構成員を辞任したものとみなす。ただし、その者に対して、その不履行を理由として、懲戒

訴権を行使することを妨げない。

② 引続き2年間、協会の会費を納入しなかった会員は、これを退会したものとみなす。

第77条〔会費滞納による登録抹消〕

前条に定める場合、地方評議会は、当該監査人に対し書留郵便をもって義務の履行を求める催告を1ヵ月の期間において2回なしたにもかかわらずその履行がないときは、この旨を地方登録委員会に通知しなければならない。登録委員会は、この者を名簿から抹消しなければならない。ただし、名簿から抹消された者は、中央評議会に不服申立をすることができる。

第78条〔一時的な退会の請求〕

① 協会の会員は、一時的な協会からの退会を請求することができる。

② 前項の請求は、配達証明付書留郵便をもって地方評議会に対してこれをなし、かつ、これに理由を付し、および特にその者が従事しようとする新たな活動ならびに一時的に退会する年月日を記載しなければならない。

③ 地方評議会は、この請求を地方登録委員会に移送しなければならない。登録委員会は、本命令第1編第2章に定める手続にしたがって決定する。

④ 退会を請求した者は、登録委員会の決定前であっても、新たな活動に従事することができる。ただし、この者は、その8日前までに本条第2項に定める条件にしたがってその旨を地方評議会に通知し、会費の滞納がなく、およびその通知前に会社の会計監査役を辞任していなければならない。

第79条〔一時的登録抹消の決定〕

① 地方評議会は、退会を請求した者の新たな活動または行動が協会の無形の利益をそこなわないと判断するときは、退会の請求を認め

て、その者を名簿から抹消することができる。

② 請求者は、監査人名簿から抹消する旨の決定の通知の日をもって、協会の会員たる地位を失い、かつ、この日以降、懲戒裁判に服しない。この者は、自己の名および責任において会計監査人の職務に従事すること、または会計監査人の名称を用いることができない。ただし、この決定は、登録抹消前になされた行為を理由とする懲戒訴権を消滅させる効果を有しない。

③ 当事者の請求にもとづき協会の会員に留保された利益を引続き享受するための条件は、協会の内部規則をもって、これを定める。

第80条〔再登録〕

前条の適用により名簿から抹消された会計監査人が所定の条件を具備するときは、本命令第2編第1章に定める手続にしたがって、いつでもこの者を再登録することができる。

第81条〔名誉会計監査人〕

① 地方評議会は、辞任が承諾された協会の会員のうち、20年以上会計監査人名簿に登録され、かつ、その登録期間中の監査人としての活動が十分と判断された者に対して、名誉会計監査人（*commissaire aux comptes honoraire*）の称号を授けることができる。

② 名誉会計監査人は、協会の懲戒裁判権に服する。重大な事由があるときは、名誉会計監査人の称号を剝奪する。

③ 名誉会計監査人の権利および義務は、協会の内部規則をもって、これを定める。

二
一
三

第82条〔会計監査人の就任制限〕

① 会計監査人は、専門会計士・公認監査人団体の会員簿に記載の

ある会社をのぞいて、株式会社の社長、理事会構成員または副社長に就任し、または株式合資会社もしくは有限会社の業務執行者になることができない。

② 会社の取締役または監事会の構成員に選任された協会の会員は、選任の日から8日以内に書留郵便をもって、その旨を地方評議会に宛てて通知しなければならない。通知を受けた地方評議会は、これを中央評議会へ通知しなければならない。

第83条〔会計監査人の社会保障〕

本命令に定める条件にしたがって、会計監査人の業務を独立して行っている者は、これを社会保障法典第L.645条に定める自由業老齢年金給付団体 (organisation autonome d'allocations vieillesse des professions libérales) に加入したものとみなす。

(注) 社会保障法典第L.645条は、本条に定める各職業団体につき老齢年金給付団体を設置する旨の規定であり、老齢年金の給付額、二つ以上の職業に従事する者が加入すべき団体等について定めている。

第84条〔責任保険への強制加入〕

地方協会の会員になるため、すべての会計監査人は、司法大臣および大蔵大臣の合同命令によって定める制限および条件にしたがって、1966年7月24日の会社法第234条に定める責任を担保するための保険に加入しなければならない。(注 後掲1972年3月13日の法令参照)

第85条〔違法な職務執行に対する罰則〕

1966年7月24日の会社法第219条第1項の規定に違反し、または職務執行の禁止もしくは職務執行停止に関する規定に違反して不法に会計監査職務を行なった者は、10日以上1ヵ月以内の禁錮刑および600

二
二
二

フラン以上 1,000 フラン以下の罰金刑，またはそのいずれか一つの刑に処する。再犯の場合は，2 ヶ月以下の禁錮刑および 2,000 フラン以下の罰金刑に処する。

第86条〔会計監査人の名称の濫用〕

1966年7月24日の会社法第495条および第496条に定める経過措置の適用ある場合をのぞき，本命令第2条に定める監査人名簿に正規の登録をなさずに会計監査人の名称を使用し，または会計監査人であるとの誤認を生ぜしめるような名称を使用した者は，第85条に定める刑罰に処する。

第87条〔判決の掲示〕

裁判所は，刑法典第471条に定める条件にしたがい，前2ヵ条の適用にもとづきなされた判決の掲示を命ずることができる。

(注) 刑法典第471条(1958年12月23日の命令第58-1297号により改正)は，裁判所が，特別に定める場合に判決の掲示を命令することができる旨の規定で，掲示の期間，掲示物を廃棄した者への罰則を含む。

第4編 懲 戒

第1章 総 則

第88条〔懲戒事由〕

二 法令および職業上の規則に違反する会計監査人の行為，重大な過失
一 または会計監査人としての誠実性もしくは名誉に反するすべての行為は，自然人であると会社であるとを問わず，また監査職務の遂行に関係しないときといえども，これを懲戒に付すべき行為とする。

第89条〔懲戒の種類〕

① 懲戒は以下の4種とする。

1° 戒告

2° 譴責

3° 5年以内の職務執行停止

4° 監査人名簿からの抹消

② 戒告および譴責には、本命令の定める懲戒部、評議会、委員会およびその他の機関への被選挙資格を最長10年停止させる補足的制裁を付することができる。

③ 職務執行停止は、前項と同一の機関について10年間の被選挙資格を停止させる補足的制裁を付する。

第90条〔会計監査人民事会社の懲戒〕

会計監査人民事会社は、第6編に定める条件にしたがってこれを懲戒に付する。

第2章 懲戒部の構成および懲戒手続

第91条〔地方懲戒部の構成〕

① 告発された行為がなされた場所のいかんを問わず、地方協会の会員に対して提起された懲戒訴権について決定を下すために、地方登録委員会は、地方懲戒部 (*chambre régionale de discipline*) を組織する^(註)。ただし、地方協会会長の職務は、地方評議会が選任する地方評議会会員がこれを行なう。

② 地方懲戒部は、控訴院筆頭書記官がこれを輔佐する。

③ 懲戒理事 (*syndic*) および補欠懲戒理事は、地方評議会の構成員の中から、本命令第2編に定める条件にしたがい、2年の任期をも

って、これを選出する。

(注) 地方登録委員会と地方懲戒委員会とは、同一の構成であり、名称の
みが異なるものである。cf. MABILAT, op. cit., n° 84, p. 50.

第92条〔懲戒理事の権限〕

① 懲戒理事は、会計監査人に対して提起された告発を受理し、かつ、調査し、必要な情報を蒐集し、および当該行為が懲戒事由を構成すると判断するときは、書類を懲戒部長 (président) に送付して懲戒部に提訴し、およびその監査人を懲戒部に召喚する。

② 前項の規定にかかわらず、当該行為が他の地方協会の管内に住所を有する会計監査人に関するときには、懲戒理事は、その者に関する情報を蒐集した後に、管轄権を有する地方懲戒部の懲戒理事^(注) に対して、書類を移送しなければならない。

(注) 地方懲戒部の懲戒理事 (syndic de la chambre régionale) という用語は不適切であり、《地方協会の懲戒理事 (syndic de la Compagnie régionale)》の語を用いるべしとする意見がある。MABILAT, op. cit., n° 92, p. 54.

第93条〔控訴院検事長または中央評議会の告発〕

懲戒理事は、控訴院検事長または中央評議会から告発があったときには、告発をなした当該機関に対して自己の作成した書類を交付し、かつ、懲戒の提訴の適否につき意見を述べなければならない。控訴院検事長または中央評議会は、懲戒理事に対して、さらに必要な情報を提供し、または懲戒部に提訴しもしくは提訴を猶予するよう命ずることができる。

二〇九

第94条〔地方懲戒部への提訴〕

① 控訴院検事長、中央評議会または地方評議会は、いかなる場合

でも、懲戒理事が地方懲戒部に提訴すべきことを命令することができる。

② 懲戒理事が、15日以内に前項の命令に従わないときには、控訴院検事長は、自ら懲戒部に提訴することができる。

第95条〔監査人の召喚〕

① 懲戒理事または控訴院検事長が提訴するときには、控訴院検事長は、懲戒の訴追を受けた会計監査人に対して、配達証明付書留郵便をもって、地方懲戒部に出頭すべき旨を記載した召喚状を期日の10日以上前に送付しなければならない。

② 召喚状には、それを理由づける事実を明記しなければならない。この事実を明記しない召喚状は、これを無効とする。この召喚状は、配達証明付書留郵便をもって、告発者にもこれを通知しなければならない。

第96条〔書類閲覧権〕

地方懲戒部に召喚された会計監査人は、自己に関して作成された書類を閲覧することができる。会計監査人は、この閲覧のために、他の会計監査人および弁護士各1名の輔佐を受けることができる。

第97条〔報告者の選任〕

地方懲戒部長は、書類を受理したときは、審理の冒頭に事件の概要を口頭で説明すべき任務を負う報告者を、懲戒部の構成員の中から選任しなければならない。

第98条〔弁論〕

① 懲戒部は、告発があった場合、告発者の請求があれば告発者の

意見を聞かなければならない。懲戒部は、その他必要な全ての証人の意見を聞くことができる。

② 懲戒理事は、その申立文書を説明するために、口頭で意見を述べることができる。会計監査人も、文書または口頭で意見を述べることができる。監査人は、他の会計監査人および弁護士各1名の輔佐を受けすることができる。

③ 控訴院検事長は、地方懲戒部に陳述書 (mémoire) を送付し、または懲戒理事をして申立文書を自己の名において寄託させることができる。

第99条〔裁判の通知〕

① 懲戒理事は、決定に参加することができない。

② 懲戒裁判は、懲戒部の構成員の多数決をもってこれをなし、かつ、これに理由を付さなければならない。懲戒理事は、裁判の言渡の日から15日以内に配達証明付書留郵便をもって、この裁判を、当事者たる会計監査人および控訴院検事長に通知しなければならない。

③ この裁判の正本は、前項と同一の期間内に、全国協会会長および裁判の対象となった監査人が所属する地方協会の会長に対して、これを送達しなければならない。

④ この裁判は、告発者に対しても、これを通知しなければならない。

第100条〔中央懲戒部〕

① 地方懲戒部の裁判に対する不服申立につき決定するために、中央登録委員会は中央懲戒部 (chambre nationale de discipline) を構成する。

② 中央懲戒部付の政府委員および政府委員代行者は、司法大臣の

命令によりこれを任命する。

第101条〔地方懲戒部の決定に対する不服申立〕

以下に掲げる者は、地方懲戒部の裁判に対して不服申立をすることができる。

- 1° 控訴院検事長
- 2° 地方懲戒部理事。この場合は、職権によるかまたは地方協会もしくは全国協会の会長がなした命令による。
- 3° 懲戒の裁判を受けた会計監査人

第102条〔不服申立の期間〕

不服申立の期間は、懲戒理事については、裁判の言渡の日から1ヵ月以内、検事長および会計監査人については、裁判の送達を受けた日から1ヵ月以内とする。

第103条〔不服申立の通知・方式〕

不服申立は、配達証明付書留郵便をもって中央懲戒部事務官に宛ててこれを行なう。会計監査人が不服申立をする場合には、この他に同一の方式をもって懲戒理事および検事に対して不服申立の通知をしなければならない。懲戒理事および検事長が会計監査人の不服申立に付帯して不服申立をなす場合、不服申立を受けた日から10日間を付加する。

第104条〔中央懲戒部への準用規定〕

第94条ないし第99条の規定は、中央懲戒部への不服申立の場合にこれを適用する。

第 105 条〔懲戒理事の懲戒〕

懲戒理事が第93条，第94条および第98条第3項に定める命令の通常
の期間内にその命令に従わない場合，これを懲戒事由とする。この場
合，懲戒の訴えは，中央懲戒部に対して直接これを提起しなければな
らない。

第 3 章 懲戒の執行

第 106 条〔名簿の作成〕

会計監査人中央評議会は，監査職務を現に遂行しまたは本命令第78
条以下の規定の適用にもとづき一時的に監査人名簿の登録を抹消され
た監査人および懲戒処分が付された監査人の名簿（*répertoire des
professionnels*）^(註)を作成しなければならない。懲戒に付された監査
人については，その懲戒の種類を名簿に付記しなければならない。

（注） マビラは，この用語は不適切で，《会計監査人全国協会会員名簿
（*répertoire des membres de la Compagnie nationale des com-
missaires aux comptes*）》の語を用いるべきであると説く。MABILAT，
op. cit.，n° 97，p. 55.

第 107 条〔職務執行停止処分の場合〕

① 監査人が職務執行停止処分を受けた場合，地方協会会長は，当
該監査人がその職務に従事している会社に対して，ただちにその旨を
通知しなければならない。

② 前項に掲げる会社が補欠監査役を置かず，かつ2ヵ月以内に社
員総会または株主総会を開催しないときには，この会社は，申請にも
とづいて決定をなす商事裁判所所長に対して，総会が監査役を選任す
るまでのあいだ，登録を抹消された監査人の代行として当該会社にお
いてその職務を行なう監査役の選任を請求することができる。

第108条〔登録抹消処分の場合〕

① 監査人が監査人名簿から登録を抹消された場合には、地方協会会長は、当該監査人がその職務に従事している会社に対して、ただちに通知しなければならない。

② 前項に掲げる会社が補欠監査役を置かず、かつ、2ヵ月以内に社員総会または株主総会を開催しないときは、この会社は、申請にもとづいて決定をなす商事裁判所所長に対して、総会が監査役を選出するまでのあいだ、登録を抹消された監査人の代行として当該会社においてその職務を行なう監査役の選任を請求することができる。

第109条〔書類および金銭の返還〕

職務執行を停止されまたは監査人名簿の登録を抹消された監査人は、被監査会社に対して、自己が会社のために所持する書類、ならびにすでに受領した金銭のうち負担した費用の償還または現実に遂行された業務に相当する金額を除いた残額を返還しなければならない。

第110条〔商事公報への掲載〕

職務執行停止または登録抹消を言渡す確定裁判の主文は、懲戒理事の請求により、これを『商事公報』に掲載する。

第111条〔監査職務遂行の禁止等〕

① 職務執行停止処分を受けた者は、職務執行停止期間中、会計監査人の職務を遂行することができない。登録を抹消された者は、いかなる場合といえども、会計監査人の職務を遂行することができない。

② 職務執行を停止されまたは登録を抹消された者は、会計監査人の名称を用いてはならない。

第 112 条〔監査人が刑事訴追を受けた場合〕

地方懲戒部は、控訴院検事長の請求により、刑事訴追を受けた会計監査人に対して、一時的に監査職務の遂行を禁止することができる。この禁止は、中央懲戒部への不服申立がなされた場合でも継続する。

第 113 条〔一時的職務執行禁止の効果〕

前条に定める一時的な職務執行禁止の効果は、第107条および第109条に定めるところによる。一時的に職務執行を禁止された監査人は、その所属する会計監査組織の活動に参加することができない。

第 114 条〔一時的職務執行禁止の解除〕

一時的職務執行禁止は、刑事訴権が消滅したときには、法律上当然に解除される。

第 4 章 雑 則

第 115 条〔消滅時効〕

懲戒訴権は、10年を経過したときは、時効により消滅する。

第 116 条〔裁判費用の負担〕

懲戒裁判の費用は、懲戒の裁判を受けた監査人にこれを負担させることができる。

第 117 条〔再登録の要件〕

懲戒処分により登録を抹消された者は、登録抹消の裁判が確定した日から3年を経過した後に限り、再登録を請求することができる。この場合、再登録の請求書には、その者が受けた制裁の種類を表示しな

ければならない。

第 118 条〔再登録請求が棄却された場合〕

再登録の請求が棄却されたときは、さらに3年を経過した後でなければ、この請求をなすことができない。

第 5 編 報酬および料率

第 119 条〔会計監査人の報酬・費用〕

① 会社は、会計監査人がその職務の遂行においてなした業務に対して報酬を支払わなければならない。

② 会社は、会計監査人が職務の遂行において支出した出張旅費および滞在費を償還しなければならない。

第 120 条〔報酬金額〕

① 会計監査人の1営業年度についての報酬の額は、貸借対照表の合計額に、当期純損益の額を加算し、かつ、期末商品在庫高を控除した金額に比例するものとする。

② 報酬額は、以下に掲げる料率表にもとづいてこれを算定する。

料 率 表

貸借対照表の額 プラス当期純損益 マイナス期末商品在庫高	1,000フラン 当りの付加料 率	各区分ごとの 基準報酬額
300,000フラン未満	単位 F.	単位 F. 均一1,800
300,000フラン以上 100万フラン未満	0.30	210
100万フラン以上 300万フラン未満	0.20	400
300万フラン以上1,000万フラン未満	0.10	700
1,000万フラン以上3,000万フラン未満	0.06	1,200
3,000万フラン以上1億フラン未満	0.03	2,100

1億フラン以上3億フラン未満	0.025	5,000
3億フラン以上15億フラン未満	0.010	12,000
15億フラン以上30億フラン未満	0.007	10,500
30億フラン以上45億フラン未満	0.003	4,500
45億フラン以上	0.002	—

(注) 左欄の当期純損益および期末商品在庫高を加除した貸借対照表の額が300,000フラン未満の会社において、監査人の報酬は、一律に1,800フランとする。左欄の額が300,000フラン以上の会社においては、左欄の額が1,000フラン増すごとに中欄の付加率が加算される。この付加料率は、右欄の各区分ごとの基準報酬額を左欄の最大値と最小値の差額で割った値である。すなわち、貸借対照表の額+当期純損益-期末商品在庫高が150万フランの会社における監査人の報酬は、

$$\begin{aligned}
 & 1,800 \text{ F (300,000フランまでの基準額)} \\
 & 210 \text{ F (300,000フラン～100万フランの基準額)} \\
 & + 100 \text{ F } \left(\frac{500,000 \text{ フラン}}{1,000} \times 0.20 [\text{付加料率}] \right) \\
 \hline
 & \text{計2,110 F}
 \end{aligned}$$

となる。

左欄の額が45億フラン以上の会社においては、1,000フランごとに付加料率0.002フランを加算していくことになる。

第121条〔複数の監査人の場合〕

同一の会社において2人以上の会計監査人が職務を行なう場合、これらの監査人の報酬総額は、料率表にもとづいて算定する額に20パーセントを加算した額とする。

第122条〔子会社兼任の場合の報酬額〕

① 親会社の監査役たる会計監査人が、1966年7月24日の会社法第354条に該当する子会社の監査役を兼任する場合、子会社の監査役としての報酬は、料率表にもとづいて算定する額から30パーセントを控除した額とする。

② 複数の会計監査人が、1966年7月24日の会社法第354条に該当する子会社の監査役を兼任する場合、子会社の監査役としての報酬総

額は、料率表および第121条にもとづいて算定する額から40パーセントを控除した額とする。

第123条〔報酬の増額〕

会社は、会計監査人の請求にもとづき、料率表にもとづいて算定する額を超える報酬を支払うことができる。

第124条〔報酬の減額〕

① 監査業務および会社の活動の性質を考慮した上で、料率表にもとづいて算定される報酬額が明らかに過大である場合には、会計監査人は報酬の減額に応じなければならない。会計監査人は自己の所属する協会の地方評議会事務局に対して、受諾した報酬額および減額の理由を通知しなければならない。

② 地方評議会事務局は、受諾された報酬額につき8日以内に異議を申立て、別個の報酬金額を提示することができる。

③ 会社が会計監査人の提示した報酬額に応じることを拒否した場合には、報酬の額は、地方懲戒部が確定的にこれを定める。

第125条〔特殊会社における報酬額の決定〕

① 第120条に定める料率表は、以下に掲げる種類のいずれかに該当する会社にはこれを適用しない。

1938年6月14日の命令にもとづき規制される保険会社および金銭無尽を目的とする会社 (société de capitalisation)

1941年6月13日の法律により作成された銀行名簿に登録されている会社

1941年6月14日の法律にしたがって登録されている金融業を営む会社

1945年11月2日の命令により規制される証券投資信託会社

1963年3月15日の法律により規制される不動産投資信託会社

② 前項の場合においては、報酬の額は、法定監査の任務の遂行のために必要な業務量を考慮して、会計監査人および会社間の合意にもとづき決定する。決定された報酬額は、監査人が所属する地方評議会にこれを通知しなければならない。

第126条〔商事裁判所長の権限〕

被監査会社の本店所在地を管轄する商事裁判所長は、料率表の適用につき、または第124条および第125条に定める場合における報酬額の決定につき生じたすべての訴訟を、即決審理をもって裁判する権限を有する。

第6編 会計監査人民事会社

第127条〔専門職民事会社に関する法律の適用〕

専門職民事会社に関する1966年11月29日の法律は、本編に定める条件にしたがって会計監査人の職務にこれを適用する。

第1章 会社の設立

第1節 総 則

第128条〔専門職民事会社の設立・名称および本店所在地〕

① 2人以上の会計監査人は、共同して監査職務を遂行するために、専門職民事会社を設立することができる。

② 前項の会社は、これを会計監査人民事会社と呼ぶ。

③ 会社の本店所在地は、社員の最多数が所属する地方協会の管内にこれを定める。二つ以上の地方協会が同数の社員を擁する場合、本店所在地は、社員の選択により、いずれか一つの地方協会の管内に定めることができる。

第 129 条〔名簿への登録による設立〕

会社は、本店所在地の控訴院管内において作成されている名簿への登録を停止条件として設立される。

第 130 条〔登録請求書〕

① 会社の登録請求書は、地方登録委員会に宛てて、社員が協同してこれを提出しなければならない。この請求書には、定款の正本および会社の登録を請求する各社員の申請書を添付しなければならない。

② 登録請求書の写しは、各社員が自己の所属する地方協会の会長に宛ててこれを送付しなければならない。

第 131 条〔登録が拒否された場合〕

① 登録は、定款が会社を規制する法令、特に本命令の規定に違反している場合に限り、これを拒否することができる。

② 第11条の規定にかかわらず、登録請求の拒否には理由を付さなければならない。

③ 登録委員会の決定に対する不服申立は、本命令第15条ないし第24条に定める条件にしたがってこれをなすことができる。ただし、第23条第1項にかかわらず、中央登録委員会は、不服申立に対する却下の決定に理由を付さなければならない。

第2節 定款および資本

第132条〔定款の作成部数〕

定款が私署証書により作成された場合には、各社員に1通の正本を交付するため、および本命令の規定を充足するために必要な数だけの正本を作成しなければならない。

第133条〔定款の必要的記載事項〕

1966年11月29日の法律の規定、特に第8条、第10条、第11条、第14条、第15条、第19条、および第20条の規定の適用を妨げることなく、定款には以下に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1° 社員の氏名および住所
- 2° 本店所在地
- 3° 会社の存続期間
- 4° 社員がなした出資の種類および明確な評価
- 5° 資本の額、資本を表彰する持分の数、券面額および配分
- 6° 労務出資者に付与される持分の数
- 7° 設立に際して払込まれた金銭出資の額

第134条〔所有権・享益権の出資〕

以下に掲げるものは、その所有権または享益権を会社に対して出資することができる。

- 1° すべての無体財産に関する権利、動産または不動産
- 197 2° すべての書類、記録および一般に職業上の利用に供されるすべての動産
- 3° 職務の遂行に必要な不動産または建物の一部

4° 金銭

5° 社員の労務。ただし社員の労務は、1966年11月29日の法律第10条により資本を構成しないが、これに対しては持分を付与することができる。

第135条〔持分〕

① 持分は、これに対して質権を設定することができない。持分の券面額は100フランを下ってはならない。

② 労務出資者に付与される持分は譲渡することはできず、事由の如何を問わずその権利者が社員たる資格を失ったときは無効となる。

第136条〔金銭出資の払込・払戻〕

① 金銭出資を表彰する持分は、その引受けに際して半額以上の払込をしなければならない。

② 残額の払込みは、一回または数回に分けて遅くとも会社が名簿に登録された日から2年以内の、定款が定めた日、または社員総会が決定した日にこれを行わなければならない。

③ 金銭出資の払込により生じた資金は、その受領の日から8日以内に、会社の計算において、預金供託金庫、公証人または銀行にこれを寄託しなければならない。この資金の払戻しは会社の受任者により、名簿上に会社の登録がなされたことの証明にもとづきこれを行なう。

第3節 公 示

第137条〔定款の寄託〕

① 会計監査人民事会社の定款の正本は、この会社が登録されている会計監査人名簿が商事公報に公示された日から15日以内に^(註1)、当

該会社が所属する地方協会の主たる事務所に業務執行者がこれを寄託しなければならない。この正本は、これを当該会社の書類に編綴しなければならない。

② 前項に定める寄託の日まで、定款の規定は、これをもって第三者に対抗することができない。ただし、第三者は定款の規定を援用することができる。

③ すべての利害関係人^(註2)は、自己の費用において、地方評議会から定款の抄本の交付を受けることができる。この抄本には、社員の同一性、会社の本店所在地、商号、存続期間、社員の権限および責任、ならびに解散に関する条項を記載すれば足る^(註3)。

(注) (1) この寄託の時期の規定には批判がある。マビラは、監査人名簿への登録の決定が通知された後に寄託すべしとする。MABILAT, op. cit. n° 123 (p. 69); GUYON et COQUEREAU, Le commissariat aux comptes, 1971 n° 180 (p. 143).

(2) 《すべての利害関係人 (tout intéressé)》よりも《すべての者 (toute personne)》の方が好ましいとする説がある。MABILAT, op. et loc. cit., GUYON et COQUEREAU, op. et loc. cit.

(3) 旧会社法上の人的会社における制限的公示にならったこの規定は、会社法改正後は時代錯誤であるとの批難がある。MABILAT, op. et loc. cit.

第2章 会社の運営

第1節 会社の管理

一九五 第138条〔業務執行に関する定款の定め〕

会社は、1966年11月29日の法律第11条の適用にもとづき、定款をもって、業務執行の組織および業務執行者の権限を定めなければならない。

第 139 条〔社員総会の招集〕

① 業務執行者の権限を超える事項は、社員総会がこれを決定する。

② 社員総会は、毎年 1 回以上、これを開催しなければならない。社員総会は、また、半数以上の社員であって、かつ資本の 4 分の 1 以上を有する者が議事日程を示して請求したときには、これを開催しなければならない。

③ 総会招集の方式は、定款をもってこれを定める。

第 140 条〔議事録〕

① 議事録は、すべての総会につき、これを作成しなければならない。議事録には、出席した社員が署名し、かつ、開催の日時および場所、議事日程に記載された問題、自ら出席または代理人によって出席した社員の同一性、討議の概要、採択に付された決議の案文および決議の結果を記載しなければならない。

② 議事録は、小審裁判所判事があらかじめ整理番号を付し、かつ、花押を記載した特別の帳簿をもってこれを作成し、かつ、これを本店に備え置かねばならない。

第 141 条〔議決権の行使・定足数〕

① 各社員が行使する議決権の数は、定款をもってこれを定める。

② 社員は、他の社員に委任状を与えて、総会において議決権の代理行使をすることができる。

③ 総会は、4 分の 3 以上の社員が自ら出席または代理人によって出席したときに限り、有効に決議することができる。社員数がこの定足数に達しないときは、再度の招集を行ない、この場合には 2 名以上の社員が出席すれば有効に決議することができる。

第 142 条〔決議方法〕

① 1966年11月29日の法律の規定および特別の多数決の条件を定める本編の規定の適用ある場合を除き、総会の決議は、自ら出席しまたは代理人によって出席した社員が行使する議決権の過半数をもってこれを行なう。

② 前項の規定にかかわらず、定款をもって、すべての決議または定款の列挙する決議につき、前項の過半数より加重された多数決または総社員の一致を定めることができる。

第 143 条〔定款の変更および存続期間延長の場合の決議〕

① 定款の変更および会社の存続期間の延長は、総社員の有する議決権の4分の3以上の多数決をもってこれを決する。

② 定款を変更しまたは会社の存続期間を延長する文書は、その作成日から15日以内に、第 137 条に定める条件および効果にしたがって、地方協会の主たる事務所にこれを寄託しなければならない。

第 144 条〔計算書類等の作成および承認〕

① 業務執行者は、各営業年度の終了後、定款に定める条件にしたがって、会社の年次計算書類および会社の成果に関する報告書を作成しなければならない。

② 前項に定める書類は、各営業年度終了後6ヵ月以内に、社員総会の承認を受けなければならない。この承認を受けるために、これらの書類は、総会開催の少くとも15日前までに、および遅くとも総会の招集までに、決議の案文を添えて、各社員にこれを送付しなければならない。

第 145 条〔社員の閲覧権〕

各社員は、いつにても、過去の営業年度に関する報告書および計算書類、議事録、第66条に定める帳簿その他会社が保管するすべての書類を自ら閲覧することができる。

第 146 条〔資本の増加〕

① 配当されない利益または社員の労務による資産の増加にもとづいて構成される準備金をもってする資本組入が可能であるときには、定期的に資本を増加しなければならない。このために発行される持分は、労務出資のみをなした社員を含めて社員間でこれを配分しなければならない。

② 前項の適用については、定款をもってこれを定める。

③ 金銭により引受けられた持分の全額払込前においては、準備金の資本組入により資本の増加を行なうことはできない。

第 2 節 持分の譲渡および移転

第 1 目 社員による生前譲渡

第 147 条〔譲渡の要件・方式〕

① 社員は、持分譲受人があらかじめ会計監査人名簿に登録され、かつ、1966年11月29日の法律第19条第1項に定める条件にしたがって会社がこの者を承認したときに限り、その持分の全部または一部を社員以外の者に譲渡することができる。

② 持分を譲渡しようとする社員は、民法典第1690条に定める方式または配達証明付書留郵便の方法により、会社および各社員にこれを通知しなければならない。

一九二

第 148 条〔譲受人の承認を拒絶した場合の手続〕

① 会社が譲受人の承認を拒絶したときは、会社は、その拒絶の通知の日から6ヵ月以内に前条に定める方式にしたがい、持分譲渡の意思をなお有する社員に対して、1966年11月29日の法律第19条第3項の規定にしたがって行なうべき譲渡計画を通知しなければならない。この通知により、会社の指定する持分譲受人または持分を取得する会社の義務が生ずる。

② 譲渡人が譲渡につき提案された価格を承諾しないときは、いずれか一方の当事者の請求により、地方協会会長が価格を決定する。ただし、評議部をもって決定する控訴院に対して不服申立をすることを妨げない。

第 149 条〔退社する場合の手続〕

① 退社しようとする社員は、1966年11月29日の法律第21条の規定にもとづき、かつ、本命令第147条に定める方式のいずれかにしたがって、会社にその旨を通知しなければならない。

② 会社は、前項の通知を受けた日から6ヵ月以内に、当該社員に対して、前項と同一の方式にしたがい、その者の持分を第三者もしくは他の社員に譲渡する計画または会社はその持分を買取る計画を通知しなければならない。この通知により、会社の指定する持分譲受人または持分を取得する会社の義務が生ずる。

③ 譲渡人が譲渡または買取りにつき提案された価格を承諾しないときは、いずれか一方の当事者の請求により、地方協会会長が価格を決定する。ただし、評議部をもって決定する控訴院に対して不服申立をすることを妨げない。

第 150 条〔登録抹消の場合〕

① 監査人名簿の登録を抹消された社員は、その抹消が確定した日から6ヵ月以内に、第147条に定める条件をみたす第三者、もしくは他の社員または当該会社に対して、その持分を譲渡しなければならない。

② 前項の期間満了にあたり、いかなる譲渡も行なわれないときには、第148条の規定にしたがう。

③ 社員が会社から提示された持分譲渡証書への署名を拒絶した場合において、第147条に定める方式のいずれかにしたがって会社がその者に対してなした催告から2ヵ月以内に履行がないときには、社員は法律上当然に退社したものとみなされる。この場合、譲受人はその申請にもとづき、譲渡代金を供託しなければならない。

第 151 条〔法定の事由にもとづく退社〕

① 前条の規定は、禁治産宣告を受けまたは成年者後見制度に服する社員の持分譲渡にこれを適用する。ただし、無能力者の保護および代理に関する規定の適用を妨げない。この場合、前条第1項に定める6ヵ月の期間は、これを1年とする。

② 前条の規定は、第166条に定める条件にしたがって懲戒により退社の決定を受けた社員にも、これを適用する。退社させられた社員がその持分を譲渡するために与えられた期間は、退社を宣告する他の社員の決定が、第147条に定める方式のいずれかにより、当該社員に通知された日からこれを起算する。

第 2 目 社員の死亡後の譲渡

第 152 条〔死後譲渡の期間〕

① 死亡社員の持分譲渡に関して1966年11月29日の法律第24条第2

項の定める期間は、社員の死亡の日から1年とする。

② 前項の期間は、死亡社員の権利承継人の請求にもとづき、かつ、1966年11月29日の法律第19条第1項が持分の譲渡につき定める条件にしたがって与えられる同意にもとづき、地方協会の会長がこれを更新することができる。

第153条〔社員以外の者に対する譲渡〕

前条に定める期間内に、権利承継人が死亡社員の持分を社員以外の第三者に対して譲渡する決定をなした場合は、第147条および第148条の規定にしたがう。

第154条〔権利承継人への持分の優先分与〕

① 持分について、自己のために優先分与を請求するためには、死亡社員の1人または数人の権利承継人が、第147条第2項に定める方式のいずれかにより、会社および各社員に対してこれを通知しなければならない。

② 前項の優先分与の方式は、第147条第1項または第148条の定めるところにしたがう。

第155条〔会社による持分の取得または売渡し〕

第152条に定める期間内に、死亡社員の権利承継人が死亡社員の持分を譲渡する権限を行使せず、かつ、会社から持分の優先分与について事前の同意が与えられなかった場合、会社は、6ヵ月以内に死亡社員の持分を取得し、または取得させることができる。持分の取得につき争いのある場合には、その解決の方法は、地方協会の会長がこれを定める。ただし、控訴院評議部への不服申立をすることは妨げない。

第3目 持分譲渡の公示

第156条〔持分譲渡の公示〕

① 会社は、譲受人の請求にもとづき、持分の譲渡が私署証書による場合は譲渡証書の正本1通を、持分の譲渡が公正証書による場合は謄本1通を、会社が所属する地方協会の主たる事務所に提出しなければならない。

② 前項の提出がなされるまで、持分の譲渡はこれをもって第三者に対抗することができない。ただし、第三者はこれを援用することができる。

③ 1966年11月29日の法律第21条にもとづいて、会社資本の減少が行なわれる場合は、会社の書類に編綴するため、定款変更証書の正本または謄本1通を、会社が所属する地方協会の主たる事務所に提出しなければならない。

④ すべての利害関係人は、自らその費用を負担して、第137条に定める事項のみを記載した譲渡証書の抄本の交付を地方協会に対して請求することができる。

第3節 社員の退社，新社員の入社

第157条〔社員の変更に伴う会社の登録手続〕

① 持分の譲渡または資本増加にともなう新持分の発行の結果、社員が退社し、または新社員が入社する場合、会社は、地方登録委員会に対して会計監査人名簿の登録の変更を請求しなければならない。

② 地方登録委員会は、社員の退社または新社員の入社後、なお、会社が法令に適合していると認めるときは、退社員の氏名を抹消し、または新入社員の氏名を記載することにより名簿上の会社の登録を変更する。

③ 前項の場合において会社が法令に適合していないと認めるとき、特に、社員自身が会計監査人として登録されていないことを確認したときは、地方登録委員会は、補正期間を与えるかまたは補正が会社にとって不可能である場合には、名簿からの会社の抹消を宣告する。

第4節 職務の遂行

第158条〔民事会社たることの記載〕

会社が発行するすべての通信文および書類には、必ず会社の名称に会計監査人《民事会社》の名称を付記しなければならない。

第159条〔会社名の表示〕

各社員は、職務上作成する書類に、その所属する会社の名称を記載しなければならない。

第160条〔社員たる会計監査人の地位〕

社員は、一つの会計監査人民事会社にかぎり所属することができる。社員は、個人の資格で監査職務を遂行することができない。

第161条〔社員の職務遂行の方法〕

① 各社員は、会社の名において会計監査の職務を遂行しなければならない。

② 社員は、すべての監査職務を会社のために行なわなければならない。かつ、相互に職務活動についての情報を交換しなければならない。この場合においては、職業上の秘密保持義務に違反しないものとする。

第162条〔地方協会および地方評議会と社員の関係〕

- ① 各社員は、その所属する地方協会の総会に個人として参加する。
- ② 地方評議会の構成員は、同一の民事会社の社員がその5分の1を超えてはならない。

第 163 条〔会社名の記載〕

法令の定める帳簿、懲戒に関する名簿 (répertoire) その他の書類は、会社の名をもって作成し、備え置かなければならない。

第 164 条〔責任保険への強制加入〕

1966年11月29日の法律第16条第3項に定める専門職に関する民事責任保険は、第84条にしたがって会社がこれに加入しなければならない。ただし、社員が個人として保険に加入する権利を妨げない。

第5節 懲 戒

第 165 条〔民事会社に対する懲戒〕

① 以下の各条に掲げる場合をのぞいて、本命令第4編の規定は、会社および社員にこれを適用する。

② 会社は、社員に対して提起された懲戒の訴追とは別個に、これを懲戒の訴追に付することができる。

第 166 条〔社員の強制退社〕

3ヵ月以上職務執行を停止する懲戒処分を受けた社員は、他の社員の一一致をもってこれを会社から強制退社させることができる。この場合、その社員の持分は、第151条第2項に定める条件にしたがってこれを譲渡しなければならない。

第 167 条〔職務執行停止の処分を受けた社員〕

職務執行停止の懲戒処分を受けた社員は、停止処分に服する期間、会計監査人としての職務活動を行なうことができない。ただし、この期間中といえども、社員は、利益の分配をのぞき、社員たる資格およびそれから生じる権利および義務を引続き有する。

第 168 条〔名簿から抹消された社員〕

名簿から抹消された社員は、その抹消の決定が確定した日から会計監査人としての職務活動を停止しなければならない。この社員の持分は、第 150 条に定める条件にしたがってこれを譲渡しなければならない。

第 169 条〔一時的職務執行禁止の処分を受けた社員〕

第 112 条の適用にもとづいて、一時的に職務執行を禁止された社員は、職務執行禁止の期間中、社員の資格および職務の遂行と直接かわらないすべての権利および義務を維持する。ただし、この社員の利益への参加を半分に減じ、他の半分は職務執行禁止の処分を受けない他の社員にこれを分与する。

第 170 条〔名誉会計監査人の称号の付与〕

名誉会計監査人の称号の付与に関して、社員たる会計監査人は、個人として業務を遂行する会計監査人と同等の扱いをうける。

第 3 章 会社の解散および清算

第 1 節 解散原因

第 171 条〔存続期間満了による解散〕

会社は、その存続期間が満了したときは、解散する。ただし、合計して議決権の4分の3を行使する社員の4分の3以上をもって、会社の存続期間満了前の解散を決議することができる。

第172条〔登録抹消による解散〕

① 会社は、全社員または会社が名簿から抹消されたときは、法律上当然に解散する。

② 前項の抹消を宣告する決定は、会社の解散を確認し、かつ、会社の清算を命じなければならない。この決定の謄本は、懲戒部の懲戒理事の請求にもとづき、会社の書類に編綴するために、これを地方協会の主たる事務所に提出しなければならない。

③ 名簿から抹消された社員は、清算人となることができない。

第173条〔全社員の死亡による解散〕

会社は、全社員の同時の死亡により、または全社員が相い次で死亡した場合には最後の生存社員の死亡により、法律上当然に解散する。他の社員の持分は、最後の社員が死亡した後は、これを第三者に譲渡してはならない。

第174条〔一人会社〕

① 社員が一人になったときは、この社員は、1966年11月29日の法律第26条第2項に定める期間内^(註)に、その持分の一部を監査人名簿に登録された第三者に譲渡することができる。

② 前項の譲渡が行なわれなるときには、会社は前項の期間が経過した日に解散する。

(注) 1年とされている。

第2節 清 算

第175条〔清算中の会社〕

① 会社は、原因のいかんをとわず解散のときから、または会社の設立無効を宣告する裁判所の判決が確定したときから、ただちに清算をしなければならない。

② 会社の法人格は、清算に必要な範囲内において、清算終了の日まで存続する。

③ 清算中の会社の名称の末尾には《société en liquidation（清算中の会社）》なる文字を付記しなければならない。

第176条〔清算人の選任〕

① 存続期間の満了によりまたは社員の決議により会社が解散する場合において、清算人は、議決権の多数をもって、社員がこれを選任する。ただし、定款をもって清算人を指名した場合はこの限りでない。清算人が選任されないときは、清算人は、いずれかの社員の請求により、地方協会会長がこれを選任する。

② 裁判所が判決をもって会社の解散を言渡しまたはその設立無効を宣告するときは、裁判所は当該判決をもって清算人を選任する。

③ 第172条および第173条に定める解散の場合においては、清算人は、地方協会会長がこれを選任する。

④ 第174条第2項に定める一人会社の解散の場合においては、その一人の社員が、法律上当然に清算人となる。

第177条〔清算人の権限〕

① 清算人は、清算期間中において、会社を代表する。

② 清算人は、資産を換価し、債務を弁済し、社員またはその権利

承継人に出資額を償還し、および定款の規定にしたがって清算から生ずる残余財産を分配するために、最も広汎な権限を有する。

③ 清算人の権限は、清算人を選任する判決または社員の決議をもって、これを定めることができる。

第 178 条〔清算結了総会〕

① 清算人は、清算が結了したときは、最終決算書の承認を受け、清算人の責任解除を求めおよび清算結了の確認を受けるために、社員またはその権利承継人を総会に招集しなければならない。

② 清算結了総会は、年次計算書類の承認につき定められた条件にしたがって決定する。清算結了総会が決議をすることができず、または清算人の決算書類の承認を拒否したときは、会社の本店所在地を管轄する商事裁判所は、清算人またはすべての利害関係人の請求にもとづき、これを決定する。

第 7 編 経過規定および雑則

第 179 条〔最初の監査人名簿〕

① 本命令第 8 条により設置される各地方登録委員会は、1970年 1 月 1 日をもって、控訴院管内における最初の監査人名簿を作成しなければならない。

② 前項の最初の名簿を作成するために、司法大臣は、その命令をもって、本命令第 16 条に定める中央登録委員会の監査人たる委員およびその補欠委員を選任しなければならない。この委員の任期は、第 54 条にしたがう中央評議会事務局構成員の選任のときまでとする。

③ 1936年 6 月 29 日の命令^(註)第 7 条の適用にもとづき設置される各団体の長、またはこの者がいないときには各団体の事務局構成員は、

地方登録委員会の構成員としての資格で、第34条にしたがう地方評議
会事務局構成員の選任のときまで在任するものとする。

(注) 取締役の刑事責任ならびに監査役の選任および権限につき、会社に
関する1867年7月24日の法律(旧会社法)を改正する命令を指す。第
187条参照。

第 180 条 [旧団体会員等]

① 1936年6月29日の命令の適用にもとづいて作成される名簿に登
録されている者が1968年10月1日現在、1社以上の会社において会計
監査役の職務を遂行していることを証明するときは、地方登録委員
会は、本命令の公布のときから3ヵ月以内に、その者がなした請求のみ
にもとづいて、この者を職権をもって再登録しなければならない。

② 3社以上の会社において、かつ、1968年10月1日以前に4年以
上会計監査役の職務に従事していたことを証明する者は、本命令の公
布のときから3ヵ月以内に、本命令第1編を適用して登録委員会に登
録を請求することができる。

第 181 条 [旧団体の会員名簿]

1936年6月29日の命令の適用にもとづき作成された名簿は、本命令
第179条の適用にもとづく最初の名簿の作成のときまで、各控訴院の
管内において、会計監査人の選任につき引続き効力を有する。1970年
1月1日までに地方登録委員会が最初の名簿を作成することができな
いときは、第179条に定める1月1日の日付の繰延べを決定すること
ができる。ただし、この繰延べは、1970年6月1日を超えることがで
きない。

一
八
一

第 182 条 [最初の地方協会および地方評議会]

① 各会計監査人地方協会は、登録監査人の間で、最初の監査人名簿の作成のときから、法律上当然に設置される。

② 地方評議会の構成員は、最初の監査人名簿の作成のときから3ヵ月以内に、これを選出しなければならない。

第 183 条〔旧団体の解散〕

① 1936年6月29日の命令第7条の適用にもとづき設置された団体は、同一の管内の会計監査人地方評議会の構成員の選出の日をもって、法律上当然に解散するものとする。

② 前項の解散の後4ヵ月以内に開催される団体の総会においては、1人または数人の清算人を選任しなければならない。この団体の権利および義務は、法律上当然に会計監査人地方協会に移転する。

第 184 条〔中央評議会の選任等〕

中央評議会の構成員は、1970年10月1日以前にこれを選任しなければならない。この選任の日まで中央評議会の権限は、1936年6月29日の命令第7条にもとづいて設置された会計監査人連合会の事務局がこれを行なう。

第 185 条〔名簿に登録のない会計監査役〕

① 商事会社に関する1966年7月26日の法律第496条に定める条件にしたがって、暫定的に会計監査人名簿への登録なしに会社の会計監査役の職務を遂行する者は、会計監査人全国協会の会員になることができない。

② 前項の規定にかかわらず、控訴院検事長は、この者の懲戒に付すべき行為につき、戒告、譴責、職務執行停止または職務執行禁止の懲戒に付するため、地方懲戒部に提訴することができる。

③ 第66条および第119条ないし第126条の規定は、本命令の公布の日において進行中の営業年度につき、会計監査職務を行なうすべての者にこれを適用する。

第 187 条〔廃止規定〕

本命令により経過措置として適用する場合をのぞき、以下の規定はこれを廃止する。

1935年8月8日の法律により政府に授与された特権の行使に関する1935年8月8日の命令第4条の適用のための施行令を定め、および、取締役の刑事責任ならびに監査役の選任および権限について1867年7月24日の会社法を改正する1936年6月29日の改正命令。

会社の監査役名簿の作成に関して行なわれた不服申立を管轄するため、1937年7月30日の命令により設置された上級委員会 (commission supérieure) における手続を定める1937年9月23日の改正命令。

第 188 条〔刑事訴訟法典の改正〕

刑事訴訟法典第R79条第11号は、次のとおりこれを改正する。

《第2号犯罪記録報告書は、これを会計監査人登録委員会に交付することができる。》

第 189 条〔海外領土に対する本法の適用〕

本命令は、第188条をのぞき、ニューカレドニア、仏領ポリネシア群島、ワリス・フトナ、サン＝ピエール・エ・ミクロン、および、南極大陸内領土へこれを適用する。

第 190 条〔担当大臣・官報登載〕

司法大臣兼国璽尚書，大蔵大臣，文部大臣，海外県・海外領土担当大臣，産業・科学開発大臣および保健・社会保障大臣は，おのおの自己の職務に関して，本命令を適用すべき任務を負う。本命令は，これをフランス共和国『官報』に登載する。

1972年3月13日の司法大臣および大蔵大臣の 合同命令

第1条〔責任保険契約における最低条件〕

① 1969年8月12日の命令第84条に定める保険契約書は、別に本命令附則をもって定める条項と同等以上の保障を含まなければならない。

② 前項の保険契約書中には、当該保険契約の条件と本命令附則に定める条項との間に差異がある場合、被保険者は自己に最も有利な規定の利益を享受する旨を、明瞭な文字をもって特記しなければならない。

第2条〔強制加入〕

各会計監査人は、監査職務を個人の資格で遂行する場合であると会社の形態で遂行する場合であることを問わず、1969年8月12日の命令第69-810号第84条に定める条件にしたがって、前条の保険契約書に署名しなければならない。

第3条〔保険金額および小損害不担保〕

第1条に定める契約書においては、同一の被保険者に関して、1年につきおよび1回の保険事故につき50万フラン以上の保険金額を定めなければならない。ただし、契約書中に、小損害不担保条項を定めることができる。この不担保額は、いかなる場合でも、支払うべき損害賠償額の10パーセントを超えてはならない。

一七七

第4条〔黙示の更新〕

本命令に定める契約書には、毎年の黙示の更新条項を記載しなければならない。

第5条〔裁判所による紛争解決〕

保険金の支払に関する紛争は、これを専ら裁判所の判断に委ねるものとする。

第6条〔担当官・官報登載〕

司法省民事・国璽局長および大蔵省保険局長は、おのおの自己の職務に関し本命令を適用すべき任務を負う。本命令は、これをフランス共和国『官報』に登載する。

附則 会計監査人の職業上の民事責任に関する保険の最低条件

第1条〔責任保険の目的〕

本契約書は、被保険者が1966年7月24日の法律第66-537号第229条第2項および第234条に定める民事責任を負担することによって被る損害賠償額を保障することを目的とする。ただし、本附則第2条および第3条に定める保険の限度および除外の適用を妨げない。

第2条〔保険者が填補しない場合〕

以下の各号に掲げるものは、これを本附則第1条に定める保障の対象から除外する。

1° 次の者に生じた損害

a) 被保険者の配偶者、直系尊族および直系卑族

- b) 被保険者と共同の職業活動に従事する他の社員
 - c) 被保険者の職務遂行にあつた被保険者の協力者および被備者
 - d) 被保険者が法人のときには、その理事、副理事および業務執行者ならびにこれらの者の配偶者、直系卑族および直系尊族
- 2° 被保険者の意図的行為および詐欺的行為から生ずる損害
 - 3° 会計監査人の職業とは関係のない活動または監査人に禁止されている活動から生ずる損害
 - 4° 民事責任に関する諸法律の規定にしたがつて被保険者が負担する債務の限度を超える特別の債務
 - 5° 被保険者個人に対して課せられた租税上の罰金その他の制裁金
 - 6° 1930年7月13日の法律第34条^(註)に定める損害
 - 7° 偶発事故 (accident) から生ずる損害。偶発事故とは、予見不能の、かつ、被害者自身および被害物自体に起因しない事故で、人の死傷または物もしくは物体の破損、破壊または滅失の原因を構成するものをいう。

(注) 戦争、内乱または暴動その他の事変から生じた損害につき保険者は填補責任を負わない旨を定める。

第3条〔保険金額、訴訟費用等〕

① 本契約の保障は、特別の条件にしたがい1年ごと、事故ごと、被保険者ごとに定める保険金額を限度として、これを適用する。

② 訴訟費用、領収証その他の決済に係る費用は、これを保険金から控除しない。ただし、裁判所により支払を命じられた金額が保険金額を超える場合には、これらの費用は、保険者および被保険者が、各自の訴訟費用分担比率にしたがつてこれを負担する。

第4条〔保険事故、保険期間、通知義務〕

① 本契約書において、保険事故（sinistre）とは、被保険者の民事責任を生ぜしめうる事実に関する請求をいう。単なる留保は、保険事故を構成するものとはみなされない。

② 保障は、本契約の発効の日と契約の期間満了または解除の日との間になされた請求につきこれをなす。契約発効前の事実であっても、契約発効の日において被保険者がその事実を知らなかったことを条件として、保険金を請求することができる。契約の期間満了または解除の後1年間は、損害を生ぜしめた事実が本契約の有効期間中に発生したことを条件として、保険金を請求することができる。

③ 被保険者は、保険事故を構成しうる請求につき、それを知った日から1ヵ月以内に、保険者に通知する義務を負う。

第5条〔義務の不履行による失権と被保険者の責任〕

保険事故の後に生じた被保険者の義務の不履行によって生ずる失権は、これをもって被害者またはその権利承継人に対抗することができない。

専門職民事会社に関する1966年11月29日の 法律第66—879号

第1章 総 則

第1条〔専門職民事会社の設立・目的・施行令〕

① 法令の定めるところにしたがい、またはその名称の使用について保護を受ける同一の自由専門職に従事する自然人の間において、特に公証官吏および裁判所付属吏⁽¹⁾ (officiers publics et ministériels) の間において、専門職民事会社を設立することができる。専門職民事会社は、法人格を有し、かつ、本法の規定にしたがう。

② (1978年1月4日の法律第78-9号により追加) 専門職民事会社は、自然人にのみ専門職の遂行を認める法令の規定にかかわらず、その構成員の職業を共同して遂行することを目的とする。《民法典第1842条の規定⁽²⁾にかかわらず、専門職民事会社は、場合に応じて承認 (agrément), 登録 (inscription) または第6条に定める任命 (titularisation) のときから、法人格を有するものとする。》

③ 本法第1条ないし第32条の適用条件は、国公諸機関に対して自由専門職を代表すべき機関、またはこの機関がないときは当該職業を最もよく代表する組織の意見を聴いた後に制定する施行令をもって、これを定める。

訳注(1) 公証官吏とは、公証人 (notaire), 商事裁判所書記 (greffier de tribunal de commerce) 等を指し、裁判所付属吏とは、控訴院代訴士 (avocat près la cour d'appel), コンセイユ・デタおよび破

毀院弁護士 (avocat au Conseil d'État et à la Cour de cassation), 執行吏 (huissier de justice), 公証人, 公認仲買人 (agent de change), 競売吏 (commissaire-priseur) 等を指す。両者の間には若干の重複がある。

- (2) 民法典第1842条 (1978年1月4日の法律第88-9号により改正) 第1項は、匿名会社以外の会社は設立登記 (immatriculation) のときから法人格を取得する旨を定めている。

第2条〔第1条所定の専門職に従事する者とそれ以外の専門職に従事する者との間に設立される民事会社〕

(1972年12月23日の法律第72-1151号により改正) ①第1条に定める自由専門職に従事する自然人, 特に公証官吏および裁判所付属吏は, 他の自由専門職に従事する自然人とともに, それぞれの職業を共同して遂行するために, 本法の適用を受ける専門職民事会社を設立することができる。会社設立のための条件は, 施行令をもってこれを定める。

② 第1条に定める専門職民事会社の構成員は, 同条に定める自由専門職以外の専門職に従事する者をもって構成される専門職民事会社に入社することができない。ただし, この者に対して懲戒権を行使する機関の許可を受けた場合はこの限りでない。許可が拒絶された場合は, 施行令をもって定める条件にしたがって不服申立をすることができる。

③ 本条に定める会社は, 当該職業を遂行するための資格を備えた構成員を介してのみ, 当該職業活動を行なうことができる。

第2-1条〔専門職民事会社の合併および分割〕

(1972年12月23日の法律第72-1151号により追加) ①本法第1条または第2条の適用にもとづき設立される複数の専門職民事会社は, 合

併により、新たな専門職民事会社を設立することができる。

② 専門職民事会社は、分割により、複数の専門職民事会社を設立することができる。

③ 本条の適用条件は、施行令をもってこれを定める。

第3条〔社員たりうる資格〕

（1972年12月23日の法律第72-1151号により改正）第24条の規定の適用ある場合を除き、会社設立前に専門職を正規に遂行していた者、ならびに現行の法令の定めるすべての条件をみたしてその職業を遂行する資格を有する者のみが、社員となることができる。

第4条〔社員の忠実義務〕

職業別に制定する施行令に別段の定めある場合を除き、社員は、複数の専門職民事会社の社員となることができず、かつ、個人の資格で当該専門職を遂行することができない。

第5条〔公証官吏または裁判所付属吏の設立する会社〕

① 公証官吏または裁判所付属吏の職務上の資格（office）を有し、かつ、その職業に従事する自然人もまた、この者の中で、その職業を共同して遂行するために、専門職民事会社を設立することができる。ただし、この場合、専門職民事会社は、公証官吏または裁判所付属吏としては任命されない。

② 前項の適用条件は、本法第1条第3項の定めるところによる。

③ 第6条第2項および第18条第3項は、本条の適用にもとづいて設立される会社にこれを適用しない。

④ （1972年12月23日の法律第72-1151号により追加）《第2条および第2-1条は、本条の適用にもとづいて設立される会社にこれを適

用する。》

第2章 会社の設立

第6条〔専門職民事会社の設立〕

① 専門職民事会社は、職業別に制定する施行令をもって定める条件にしたがって、自由にこれを設立することができる。承認 (agrément) または登録 (inscription) の手続および職業上の機関の役割は、施行令をもってこれを定める。

② 公証官吏または裁判所付属吏の職務上の資格に関し、専門職民事会社は、施行令をもって定める条件にしたがって、公証官吏または裁判所付属吏としてこれを承認 (agréer) し、かつ任命 (titulariser) しなければならない。

第7条〔会社の定款〕

専門職民事会社の定款は、書面をもってこれを作成しなければならない。定款の必要的記載事項は、職業別に制定する施行令をもってこれを定める。

第8条〔会社の名称〕

(1972年12月23日の法律第72-1151号により改正)

① 専門職民事会社の名称は、全社員の氏名、職業上の資格および名称をもって、またはその末尾に《et autres》の語を付した1人もしくは数人の社員の氏名、職業上の資格および名称をもって、これを構成する。

② 1人または数人の旧社員の氏名は、これに《anciennement》の語を頭書きすることを条件として、会社の名称の中に存置すること

ができる。ただし、会社の名称中に氏名が存置されている旧社員とともに職務を遂行していた社員が社内に1人もいなくなった場合はこの限りでない。

第9条〔会社の持分・社員の数〕

① 会社の資本は、これを均一の持分に分割する。この持分は、流通証券をもって表彰することができない。

② 社員の数は、職業別に制定する施行令をもって、これを制限することができる。

第10条〔持分〕

① 持分は、社員がすべて引受けなければならない。現物出資を表彰する持分は、会社設立後ただちに全部を給付しなければならない。

② (1972年12月23日の法律第72-1151号により改正)《持分の配分は定款をもってこれを定めなければならない。持分の配分は、金銭出資の額、および現物出資、特に無体財産権の評価にしたがって行なわなければならない。労務出資に対しては、持分を付与することはできないが、資本の額にこれを算入しない。》

第3章 会社の運営

第11条〔業務執行者〕

一六九

① すべての社員は業務執行者となる。ただし、定款により社員の
中から一人または数人の業務執行者を選任する旨、または会社成立後の行為により選任を予定する旨の別段の定めがある場合はこの限りではない。

② 業務執行者の選任・解任，権限および任期は定款をもってこれを定める。業務執行者は，いかなる場合といえども専門職の遂行に際して社員を会社に従属させる権限を行使することはできない。

第12条〔業務執行者の責任〕

業務執行者は，法令または定款の違反もしくは業務執行上の過失につき，会社または第三者に対して，各別に，または連帯して責任を負う。ある行為を複数の業務執行者が共同して行なった場合，裁判所は各自が負う損害賠償の分担の割合を決定する。

第13条〔社員の決議等〕

① 業務執行者の権限を超える事項は，社員がこれを決定する。

② (1972年12月23日の法律第72-1151号により改正)《各社員は，職業別に制定する施行令またはこの施行令のない場合は定款に別段の定めがある場合を除き，その有する持分の数にかかわらず1議決権を有する。》

③ 社員の協議の方法，社員による有効な決議に必要な定足数および多数決の要件，ならびに社員に対して会社の業務に関する情報を開示すべき条件は，職業別に制定する施行令をもってこれを定める。

第14条〔利益の分配〕

① 社員の職務活動の対価として支払われる報酬は，すべて会社の収入とし，会社がこれを受取る。

(1972年12月23日の法律第72-1151号により改正) ②《利益の分配方式は，職業別に制定する施行令をもって，この施行令のない場合には定款をもって定める。利益の分配は，資本への出資に比例することを要しない。》

③ 《施行令または定款の条項による定めがない場合、各社員は均一の割合で利益の分配を受けることができる。》

第15条〔社員の責任〕

① 社員は、会社債務につき第三者に対して無限に、かつ、連帯して責任を負う。夫婦が同一の専門職民事会社の社員である場合にも、この規定の適用を妨げない。

② 会社債権者は、会社を遅滞に付した後に限り、かつ、会社の訴訟関与を条件として社員に対して会社債務の支払いを訴求することができる。

③ 社員相互の関係においては、定款をもって、各社員は定款の定める割合に応じて会社債務を負担する旨を定めることができる。

第16条〔社員と会社の責任およびその責任保険〕

① 社員は、その職務の遂行につき、自己の全財産をもって責任を負う。

② 会社は、社員の行為の結果生じた損害につき、社員と連帯して責任を負う。

③ 会社または社員は、職業別に制定する施行令の定める条件にしたがって、専門職民事責任保険に加入しなければならない。

第17条〔社員および会社の権限ならびに懲戒〕

一六七
職務執行に関する社員および会社の権能ならびに権限、かつ、社員および会社に適用される義務ならびに懲戒の規則は、必要に応じて職業別に制定する施行令をもってこれを定める。

第18条〔社員の退社〕

① 社員は、持分の譲渡により、または会社から持分の価額の償還を受けることにより、会社から退社することができる。

② 社員が退社する場合、職業別に制定する施行令が定めるところにしたがい、専門職民事会社はその登録を変更し、かつ、持分の譲受人は会社の承認を得なければならない。

③ 公証官吏または裁判所付属吏の資格に関して、任命権限を有する機関が持分の譲受人を承認する条件または持分の価額の償還を受け社員が退社を認可するための条件は、職業別に制定する施行令をもってこれを定める。

第19条〔第三者に対する持分譲渡の要件〕

① 持分は、社員の有する議決権の4分の3以上にあたる承認をもって、これを第三者に移転または譲渡することができる。ただし、定款をもってこの多数決の要件を加重し、または総社員の一致を要求することができる。

② 持分の移転または譲渡計画は、会社および各社員にこれを通知しなければならない。会社が本項に定める通知のうち最後の通知がなされたときから2カ月以内にその決定を通知しないときは、黙示の承認が与えられたものとみなす。

③ 会社が持分の移転または譲渡に同意することを拒絶したときは、拒絶を決定した社員は、この拒絶のときから6カ月以内に職業別に制定する施行令をもって定める条件にしたがって決定される価格で持分を取得または取得させなければならない。

④ (1972年12月23日の法律第72-1151号により改正)《本条第2項および第3項に定める期間は、施行令をもってこれを延長することができる。》

第20条〔社員間の持分の譲渡〕

① 定款に別段の定めがある場合を除き、持分は、社員間において自由にこれを譲渡することができる。

② 定款に譲渡制限の条項が規定されている場合には、定款に別段の定めがない限り、第19条第2項および第3項の規定を適用する。

第21条〔買取請求〕

会社は、社員の請求があるときは、職業別に制定する施行令をもって定める条件にしたがって、その持分を他の社員または第三者に取得させまたは自ら取得する義務を負う。会社が自ら持分を取得する場合、会社はこの持分の名義価額に相当する資本を減少しなければならない。

第22条〔持分譲渡の対抗要件〕

① 持分の譲渡は書面によりこれを確認しなければならない。持分の譲渡は、民法典第1690条に定める方式をもってこれを会社に対抗することができる。

② 持分の譲渡は、前項の方式による手続をなした後、かつ、職業別に制定する施行令が定める方法による公示の後にかぎり、これをもって第三者に対抗することができる。

第4章 雑 則

第23条〔会社の存続期間〕

職業別に制定する施行令に別段の定めがある場合を除き、会社の存続期間は定款をもって自由にこれを定めることができる。

第24条〔社員の死亡・無能力・職務執行禁止〕

① (1972年12月23日の法律第72-1151号により改正)《職業別に制定する施行令または定款に別段の定めがある場合を除き、専門職民事会社は、社員の死亡もしくは無能力により、または原因の如何を問わない退社により解散しない。会社は、社員の一人が職務執行禁止の確定処分を受けた場合も解散しない。》

② 社員が死亡した場合、死亡社員の権利承継人は社員たる資格を取得しない。ただし、権利承継人は、施行令の定める期間内に第19条および第22条に定める条件にしたがって死亡社員の持分を譲渡する権能を有する。第3条に定める条件を満たす一人または数人の権利承継人は、第19条に定める条件にしたがって会社に対して承認を請求することができる。承認がなされた場合には、死亡社員の持分は、承認を受けた権利承継人のため優先分与 (attribution préférentielle) の対象となる。この優先分与を受ける者は、必要ある場合には補足金 (soulte) の支払いをしなければならない。承認を拒絶した場合には、前記の期間は、承認の請求から拒絶までに経過した期間これを伸長する。この期間内に譲渡も承認も行なわれなかった場合には、会社または社員は、第21条に定める条件にしたがって持分の価額を権利承継人に対して償還しなければならない。

③ 職務の執行禁止の確定処分を受けた社員は、その職務執行禁止の日から社員たる資格を失う。前項の規定は、当事者の権利承継人を除き、本項の場合にこれを適用する。

④ 本条第2項に定める期間内においては、社員、社員の相続人または権利承継人は、会社においていかなる権利をも行使することができない。ただし、これらの者は、その地位を失わない限り、定款の定める条件にしたがって利益の分配を受けることができる。

第25条〔職務執行停止処分の効果〕

社員または会社が服すべき職務執行停止処分の効果は、職業別に制定する施行令をもってこれを定める。

第26条〔解散〕

① 会社の解散または存続期間の延長は、職業別に制定する施行令が定める多数決の要件にしたがって、社員がこれを決定しなければならない。

(1972年12月23日の法律第72-1151号により改正) ② 《理由のいかんを問わず、社員が一人になったときには、1年以内にこの状態を補正しなければならない。この補正が行なわれない場合には、すべての利害関係人、特に会社に対して懲戒裁判権を有する機関は、会社の解散を請求することができる。》

③ 《異なった専門職に従事する社員間で設立された会社において、いずれかの職業につき、その職業を行なう社員が一人も存在しなくなった場合には、社員は1年以内にその状態を補正し、または会社の目的の変更を決定しなければならない。この補正または変更が行なわれない場合、会社は、職業別に制定する施行令の定める条件にしたがって解散する。》

④ 会社の解散の場合、会社に対して推薦権の出資を行なった社員は、この推薦権が自己のために行使されなかった場合を除き、当該職業につき制定する施行令の定める条件にしたがい、自己の任命を請求することができる。この規定は、施行令の定める期間の経過後といえども、出資者の権利承継人には適用しない。ただし、この期間は、会社の信任の日から10年を超えないものとする。

第27条〔組織変更〕

① 専門職民事会社は、職業別に制定する施行令に別段の定めがないかぎり、これを他の形態の会社に組織変更することができない。

② 他の形態の会社は、専門職民事会社に組織変更することができる。ただし、この変更は新しい法人格を創設するものではない。

第28条〔専門職民事会社の設立無効〕

① 専門職民事会社の設立無効は、設立証書が作成されていない場合、または法令により契約の無効が定められている場合においてのみ宣言することができる。

② 会社の設立無効は、会社または社員がこれをもって第三者に対し援用することができない。

第29条〔専門職民事会社の名称の濫用〕

① 《専門職民事会社》の名称は、本法にしたがう会社のみがこれを使用することができる。

② 前項の名称を不法に使用した者または専門職民事会社との誤認を生ぜしめる名称を使用した者は、2カ月以上1年以下の禁錮刑および1,500フラン以上30,000フラン以下の罰金刑またはそのいずれか一方の刑に処する。

③ 裁判所は、前項のほか、有罪判決を受けた者に費用を負担させ、3種類の新聞を限度とする判決文の掲載および刑法典第50-1条の定める条件にしたがった判決文の掲示を命令することができる。

第30条〔準用規定〕

民法典第1832条ないし第1872条は、本法に別段の定めがない限り、これを専門職民事会社に適用する。

第31条〔本法とともに適用される法規〕

本法は、専門会計士および公認監査人団体の設置、ならびに専門会計士および公認監査人団体の名称および職業を規制する1945年9月19日の命令第45-2138号第6条、第7条、第10条、第15条ならびに商法典第75条の適用を妨げるものではない。

(注) 商法典第75条〔公認仲買人の職務を行なう会社〕(1972年7月11日の法律第72-650号により改正)

- ① 公認仲買人は、公認仲買人としての職務を行なうことを唯一の目的とする会社を設立することができる。
- ② 前項の会社の形態は、合資会社または株式会社とする。

第32条〔削除規定〕

1816年4月28日の法律第91条を次のように改正する。

1816年4月28日の法律(公証官吏または裁判所付属吏の推薦に関する法律)

第91条 ① 破毀院弁護士、公証人、代訴士、裁判所書記、執行吏、公認仲買人、仲立人、競売吏は、その後任者が法律に定める資格要件を具備しているときは、国王の勅許を求めため、後任者を推薦することができる。この推薦権は、免職処分をうけた資格保持者については生じない。(1966年11月29日の法律第66-879号により追加)《本条第1項の適用により、認許を求めため推薦される後任者は、自然人または専門職民事会社とする。》

② 本条の実施および前項の資格保持者の相続人または権利承継人がその職に就く条件については、特別法をもってこれを定める。

③ 本条に定める後任者推薦権は、第1項に掲げる資格保持者の数、とくに、公証人職に関する共和暦11年風月25日の法律に定める場合における公証人の数を減ずる国王の権限の行使を妨げるものではない。

一六一 第33条〔適用除外〕

① 1948年9月1日の法律第48-1360号第78条〔転貸借および賃借権の譲渡の禁止〕は、専門職民事会社のためになされた転貸借または賃借権の譲渡にはこれを適用しない。

② 本条の規定は、現に行なわれている賃貸借にもこれを適用する。

第34条〔改正規定〕

1948年9月1日の法律第48-1360号第4条を次の通り改正する。

(注) 1948年9月1日の法律は、賃貸人および居住用もしくは職業上の使用のために契約をなす賃借人または居住者との関係についての法律である。第4条は、善意の賃借人(居住者)の保護に関する規定である。

第4条

④ (1966年11月29日の法律第66-879号により改正)《職業上の使用をなす賃借人または居住者が自由職に関する規則の定める条件にしたがって自由職を行う者と協同して活動を行うこと、または1966年11月29日の法律第66-879号にしたがって設立される会社の内部で活動を行うことは、それ自体賃貸借条項に違反するものとはみなされない。》

第35条〔課税〕

I 本法にしたがって設立され、かつ運営される専門職民事会社の社員には、会社の利益について分配を受けた部分に対して所得税を課す。会社が、協同組合の形態を採用している場合も同様とする。

II 租税一般法典第93条の1および3の適用につき、社員の持分の有償もしくは無償の移転または社員の持分の買取は、当該移転もしくは買取の対象となる持分に相当する資産の部分についてなされたものとみなす。

III ① 専門職民事会社に対して、社員が得意先の出資もしくは職務の遂行に供される資産の出資を行なう場合、増加資産に対する課税の増額は、当該持分の移転または買取が行なわれるときまでこれを繰延べる。

② 前項の規定は、出資が当該専門職について制定する施行令の公

布の時から5年以内に行なわれることを条件としてこれを適用する。

第5章 専門職の方法を利用することを目的とする民事会社

第36条〔定義〕

① (1972年12月23日の法律第72-1151号により改正)《法令に別段の定めあるときといえども、自由業に従事する自然人もしくは法人、特に公証官吏または裁判所付属吏は、共同して各構成員の職務活動の促進のみを唯一の目的とする民事会社を設立することができる。》

② 社員は、前項の目的のために、専門職の遂行に関して有益な手段を共有する。ただし、会社自体が専門職を遂行することはできない。

第6章 共通規定

第37条〔協同組合の形態の採用〕

① 本法の適用をうける会社は、協同組合の形態を採用することができる。この場合、本法は、協同組合の形態に関する1947年9月10日の法律第47-1775号に抵触しない限りこれを適用する。

② 協同組合の形態を採用する会社が解散する場合、1947年9月10日の法律第19条の規定にかかわらず、債務の弁済および資本の償却後の残余財産は、職業別に制定する施行令の定める条件にしたがって社員間にこれを分配することができる。

一五九

第38条〔海外領土に対する本法の適用〕

本法は、第31条ないし第35条を除き、ニューカレドニア、仏領ポリネシア、ワリス・フトナ、および南極大陸内領土へこれを適用する。